

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・
武蔵村山市第三次教育振興基本計画の策定について

このことについて、別紙のとおり策定しましたので、お知らせします。

武蔵村山市教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱

武蔵村山市 第三次教育振興基本計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月

武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会

目 次

I 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に当たって

教育大綱	5
1 教育大綱の位置付け	5
2 教育大綱の対象期間	5
3 基本理念	5
4 基本方針	6
関連資料	7
1 武蔵村山市教育大綱策定委員会設置要綱	7
2 武蔵村山市教育大綱策定委員会委員名簿	9
3 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱	10
4 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会委員名簿	12
5 策定経過	13
6 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会（報告）	15

II 武蔵村山市第三次教育振興基本計画

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方	23
1 計画策定の背景と趣旨	23
2 計画の位置付け	24
3 計画の期間	25
4 計画の策定体制	26
5 計画の点検・評価	27
第2章 計画の施策展開の方向	29
1 国及び東京都の教育振興基本計画	29
(1) 国	29
(2) 東京都	29
2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組	30
3 本市を取り巻く教育の現状と課題	31
(1) 確かな学力と社会を生きる力を育む教育	31
(2) 心身の健やかな成長に向けた教育	33
(3) 学校・家庭・地域の連携・協働	35
(4) 時代に対応した学校教育の質の向上と教育環境の整備	36
(5) 生きがい・ふれあいを育む生涯学習	38
(6) スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくり	39

(7) 次世代に継承する文化財の保護・保存、活用.....	41
(8) 教育財産の計画的な管理と有効活用の推進.....	42
(9) 教育委員会と関係機関との一層の連携.....	42
4 計画の方向性.....	43
5 施策体系.....	44
6 重点的に取り組む施策.....	46
第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策.....	47
基本方針1 生きる力を育む教育の推進.....	47
基本施策(1) 豊かな心を育む教育の推進.....	47
基本施策(2) 学力向上策の推進.....	50
基本施策(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進.....	53
基本施策(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進.....	56
基本施策(5) 個に応じた支援と指導の充実.....	63
基本施策(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進.....	67
基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進.....	69
基本施策(1) 開かれた学校づくりの推進.....	69
基本施策(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築.....	71
基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備.....	75
基本施策(1) 特色ある学校づくりの推進.....	75
基本施策(2) 教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進.....	79
基本施策(3) 学校経営力の充実.....	81
基本施策(4) 学校教育環境の充実.....	83
基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進.....	89
基本施策(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進.....	90
基本施策(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進.....	93
基本施策(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用.....	95
基本方針5 教育財産の有効活用の推進.....	97
基本施策 教育財産の有効活用の推進.....	97
第4章 組織の総合力を生かした教育行政の推進.....	101
教育委員会と関係機関との連携.....	101
(1) 教育委員会と関係機関との連携強化.....	101
(2) 開かれた教育委員会.....	102
関連資料.....	103
1 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	103
2 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会委員名簿.....	105
3 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会学校教育部会部員名簿.....	106
4 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会生涯学習部会部員名簿.....	107

5	武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱	108
6	武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会委員名簿	110
7	策定経過	111
8	武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会（報告）	114
9	令和3年度 武蔵村山市立学校 研究活動等一覧	118
10	持続可能な開発目標（SDGs）のゴール	119
11	用語解説	120

I 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興 に関する総合的な施策の大綱

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に当たって

近年、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会が到来していることに加えて、超スマート社会の実現に向けた技術革新が急速に進んでいることなどから、地域や行政が抱える課題は多岐にわたり、各自治体にはより一層の柔軟な対応が求められています。

本市においては老年人口が増加する一方で、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向を示しており、今後は更なる少子高齢化の進行が懸念されていることから、子育て世代の定住の促進を図るため、子供を安心して産み育てられる環境づくりを進めるとともに、GIGAスクール構想の実現のために整備した、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを最大限に活用した教育施策に注力することにより、子供たちを誰一人取り残すことのない、個に応じた教育環境の実現に努めております。



この度、現行の教育大綱の基本理念を引き継ぎつつ、社会の変化を見据えた教育行政の基本指針として、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定いたしました。

本大綱では、「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」を基本理念とし、学校、家庭及び地域の皆様と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、子供たちの明るい未来を創造していくとともに、市民一人一人が、生涯学習を通して、この武蔵村山市で充実した毎日を過ごしていただけるよう、教育施策の根本となる5つの方針を定めております。

本大綱を第三次教育振興基本計画の基盤として定めることで、市と教育委員会が連携して多様な視点からの取組を推進し、未来の武蔵村山市を支える子供たちの健やかな成長及び市民の皆様の豊かな人生を支援してまいります。

令和4年3月

武蔵村山市長

山崎 泰大

教育大綱

1 教育大綱の位置付け

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国の第3期教育振興基本計画を踏まえつつ、「武蔵村山市第五次長期総合計画」を基本とし、本市の実情に応じた、学校教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の各分野の方針を取りまとめ、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

この大綱は、予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している地方公共団体の長が定めることにより、地域住民の意向をより一層反映させることや地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する方策の総合的な推進を図ることを目的としています。

2 教育大綱の対象期間

教育大綱の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

3 基本理念

人と人との^{きずな}絆で 未来を^{ひら}拓く 学び支え合うまち 武蔵村山

○ 人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

○ 未来を拓く

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

○ 学び支え合うまち 武蔵村山

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。

4 基本方針

基本方針 1 生きる力を育む教育の推進

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健全やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

基本方針 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

基本方針 3 教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

基本方針 4 自己実現を目指す生涯学習の推進

人生100年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

基本方針 5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

関連資料

1 武蔵村山市教育大綱策定委員会設置要綱

令和2年12月10日

訓令（乙）第214号

（設置）

第1条 武蔵村山市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を策定するため、武蔵村山市教育大綱策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、教育大綱の原案を作成し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員18人をもって組織する。

2 委員は、副市長、教育長、企画財政部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども青少年課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育総務課教育施設担当課長、同部教育指導課指導・教育センター担当課長、同部学校給食課長、同部学校給食課防災食育センター整備担当課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は副市長の職にある委員を、副委員長は教育長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 策定委員会は、必要に応じて関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

（策定委員会の庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、企画財政部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委

員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

2 武蔵村山市教育大綱策定委員会委員名簿

区分	氏名	職名	備考
委員長	石川 浩喜	副市長	令和3年7月1日～
	山崎 泰大		～令和3年2月26日
副委員長	池谷 光二	教育長	
委員	神子 武己	企画財政部長	令和3年7月1日～
	神山 幸男		～令和3年6月30日
委員	諸星 裕	教育部長	令和3年7月1日～
	神子 武己		～令和3年6月30日
委員	高橋 良友	学校教育担当部長	
委員	石川 篤	防災安全課長	
委員	湊 祥子	協働推進課長	
委員	持田 文吾	健康推進課長	令和3年12月10日～
	小野 暢路		令和3年4月1日～ 令和3年12月9日
	川口 渉		～令和3年3月31日
委員	佐藤 哲郎	子ども青少年課長	
委員	児玉 眞一	児童担当課長	
委員	高橋 一磨	子ども子育て支援課長	令和3年12月10日～
	木村 朋子		～令和3年12月9日
委員	櫻井 謙次	教育施設担当課長	
委員	赤坂 弘樹	指導・教育センター担当課長	
委員	長谷 慶一	学校給食課長	
委員	矢野 喜之	防災食育センター整備担当課長	
委員	西原 陽	文化振興課長	令和3年12月10日～
	高橋 一磨		～令和3年12月9日
委員	西原 陽	スポーツ振興課長	
委員	藤本 昭彦	図書館長	令和3年4月1日～
	三條 博美		～令和3年3月31日

3 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

令和2年11月27日

訓令(乙)第206号

(設置)

第1条 武蔵村山市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「教育大綱」という。)及び教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、教育大綱及び教育振興基本計画の素案の作成に関し必要な事項を検討し、その結果を、大綱に係るものにあつては市長に、教育振興基本計画に係るものにあつては教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員11人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵村山市教育委員会委員 1人
- (3) 武蔵村山市立小学校校長会の代表 1人
- (4) 武蔵村山市立中学校校長会の代表 1人
- (5) 武蔵村山市社会教育委員 1人
- (6) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1人
- (7) 武蔵村山市公民館運営審議会の委員 1人
- (8) 武蔵村山市立小学校のPTAの会長 1人
- (9) 武蔵村山市立中学校のPTAの会長 1人
- (10) 公募による市民 2人

2 委員の任期は、前条の規定による報告をもって満了する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画財政部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

4 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	備 考
座 長	染 谷 由 之	学識経験者	東京聖徳学園教授
副 座 長	大 野 順 布	教育委員会委員	教育長職務代理者
委 員	押 本 純 樹	市立小学校校長会の代表	市立第一小学校統括校長
委 員	島 田 治	市立中学校校長会の代表	市立第一中学校校長
委 員	齊 藤 イト子	社会教育委員	
委 員	川 島 良 夫	スポーツ推進委員	
委 員	小 川 和 男	公民館運営審議会の委員	
委 員	勝 亦 圭 子	市立小学校のPTAの会長	
委 員	羽 鳥 直 美	市立中学校のPTAの会長	
委 員	北 田 智 加	公募による市民	
委 員	久保田 大 資	公募による市民	

※ 敬称略

※ 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱の規定順

5 策定経過

開催期日	会議等の名称・主な内容
令和2年 10月30日	令和2年度第2回総合教育会議 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針（案）について
12月22日	第1回武蔵村山市教育大綱策定委員会 報告事項：（1）武蔵村山市教育大綱策定委員会設置要綱について （2）武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱について （3）武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱について （4）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針について
令和3年 6月29日	第2回武蔵村山市教育大綱策定委員会 報告事項：第1回武蔵村山市教育大綱策定委員会・第1回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会の会議結果について 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
7月28日	第1回武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会 報告事項：武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱について 議 題：（1）座長及び副座長の選出について （2）武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会に関する運営要領（案）について （3）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
8月17日	令和3年度第1回総合教育会議 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
9月13日	武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会から「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に係る報告書」の受理
9月17日	第3回武蔵村山市教育大綱策定委員会 報告事項：（1）第2回武蔵村山市教育大綱策定委員会の会議結果について （2）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に係る報告書について 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について

開催期日	会議等の名称・主な内容
令和3年 10月18日	令和3年度第2回総合教育会議 報告事項：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に係る報告書について 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
11月 1日～ 11月30日	武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）に対する意見公募の実施 意見の件数：0件
12月 8日	第4回武蔵村山市教育大綱策定委員会 報告事項：（1）第3回武蔵村山市教育大綱策定委員会の会議結果について （2）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）に対する意見公募の結果について 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（原案）について
令和4年 2月 7日	市議会全員協議会での説明
2月14日	令和3年度第3回総合教育会議 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について

6 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会（報告）

令和3年9月13日

武蔵村山市長
山 崎 泰 大 様

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画
策定懇談会 座 長 染 谷 由 之

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
策定に係る報告書について

私たちは、本年7月に武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会として発足し、武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「教育大綱」という。）の策定に向けた検討審議を行いました。

本懇談会においては、この報告書をまとめるに当たり、次期教育大綱（素案）の基本理念及び5つの基本方針に沿って整理いたしました。

市におきましては、本報告書の趣旨を御理解いただき、これから策定する教育大綱に反映されるようお願いしております。

はじめに

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会は、武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び武蔵村山市第三次教育振興基本計画の策定に当たり、必要な事項を検討審議し、その結果をそれぞれ市長又は教育委員会に報告するために設置された会議であります。

本懇談会は、様々な分野の方に御参加いただき、それぞれの視点から意見を出し合い、本市の教育の将来をよりよいものにするための重要な会議であると考えております。

近年、子供たちを取り巻く環境は、社会環境や家庭環境の変化に伴い、複雑化するとともに、超スマート社会の実現に向けて人工知能やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいることから、それらに対応した教育が重要になっております。

また、今後の教育については、今まで以上に未来の社会・世界を意識しながら新学習指導要領に沿って、子供たちに求められる資質・能力を向上させていくことが必要となっております。

このような中、本懇談会を通じて、本市の教育について委員の皆様から意見をいただいたところですが、様々な視点で教育の在り方について検討することにより、目まぐるしく変化していく社会の中でも、武蔵村山市ならではの「絆」を大切に、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育むことができる教育行政を実施できると実感したところであります。

市長におかれましては、今後、教育大綱の策定に当たって、本懇談会の意見を真摯に受け止めていただき、教育委員会と連携を図りながら、子供たちにとって、よりよい教育の実現に向けて、御尽力いただきますようお願いいたします。

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会

座長 染谷 由之

教育大綱の策定に向けて

次期教育大綱の素案について、基本理念及び5つの基本方針に沿って、本懇談会で出された意見を整理しました。

1 基本理念について

基本理念については、分かりやすくまとまっており、本市の教育の方向性とも合致しているため、現行の教育大綱の基本理念を引き継ぎ、推進していただきたいと考えます。

しかしながら、現在はスマートフォンなどが普及したことにより、不特定多数の人と簡単につながりを持つことができる一方で、そのつながりを断つことも容易になっています。そのような現状を踏まえ、改めて「絆」の在り方を大事にしていかなければならないと考えます。

本市は、地域の方と学校が連携して様々な取組を実施しており、また、コミュニティ・スクールを導入することにより、地域の方々が学校運営に参画できるようになっていることから、この絆をより強固なものにするとともに、学校、家庭及び地域との連携・協力を今後も大切にしていきたいと考えます。

2 基本方針について

(1) 生きる力を育む教育の推進

AIの発展により、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、一人一人がこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくために、個に応じたきめ細やかな指導が重要であると考えます。

今後の学校教育に当たっては、学力だけではなく、知り得たものをどのように利用するかを学ぶことで「生きる力」を育むとともに、新学習指導要領で示されている思考力・判断力・表現力等を育む教育や、身の回りの課題を解決する力を育む教育を推進し、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成に注力していただきたいと考えます。

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校・家庭及び地域の連携・協働体制を構築することが難しくなっていますが、このような時代だからこそ、改めてコミュニティ・スクールの在り方や地域との関わり方について検討していただき、より充実した連携・協働体制を構築していただきたいと考えます。

(3) 教育の質の向上と教育環境の整備

本市では、各小・中学校の校長先生を筆頭として、教員の育成に注力していると思いますが、児童・生徒の教育に当たっては、教員の質が非常に重要であることから、今後とも引き続き、教員の資質や能力の向上に注力していただきたいと考えます。

また、「GIGAスクール構想」により、本市においても小・中学校の児童・生徒一人一人にタブレット端末が貸与され、授業等で活用されているところですが、今後自宅でも使用できるようにした場合、家庭環境によってはタブレット端末を使用できない児童・生徒が出てくる可能性があることから、差が出ないような運用方法の検討をお願いします。

なお、タブレット端末を活用するに当たっては、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底と更なる推進をしていただきたいと思います。

(4) 自己実現を目指す生涯学習の推進

人生100年時代の到来が予測されていることから、いつまでも元気で学び続けることができる居場所づくりや生きがいにつなげることができる生涯学習については、重要性を増してきているところです。

本市においては、市民駅伝競走大会などのスポーツ大会が盛んであり、小学生から年配の方まで参加できるものが多くあることから、今後もあらゆる世代に向けたスポーツと関わりの持てる機会について、充実させていただくとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、引き続きスポーツ活動の振興に努めていただきたいと思います。

(5) 教育財産の有効活用の推進

教育財産を様々な用途として活用することにより、地域の教育力を向上させることにつながるとは思いますが、各施設については、それぞれ本来の使用目的があることから、教育財産の活用にあたっては、それらを阻害することがないように引き続き使用していただくようお願いいたします。

Ⅱ 武蔵村山市第三次教育振興基本計画

はじめに

武蔵村山市教育委員会では、平成24年3月に「武蔵村山市教育振興基本計画」を策定し、おおむね10年先を見通した基本理念を掲げ、その実現に向けて一丸となって取り組んでまいりました。

その後、教育の取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成29年3月に「武蔵村山市第二次教育振興基本計画」を策定し、教育施策を推進してまいりました。

上記計画の策定から5年が経過し、社会環境が大きく変化する中、持続可能な社会を目指し、「誰一人取り残さない教育」の在り方が問われ、多様な視点からの取組が求められています。

本計画では、国や東京都、さらに社会の動向を踏まえ、本市における教育行政を推進するための基本方針である教育大綱の基本理念「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」を実現するために今後5年間で取り組む施策を整理し、「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」を策定いたしました。

武蔵村山市教育委員会では、教育目標の下、本市の特性を生かし、市と連携を図りながら、総合的に教育施策を推進してきましたが、引き続き、本計画に基づき、教育施策を推進してまいります。

おわりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御助言をいただきました武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、多くの皆様に感謝申し上げますとともに、武蔵村山市の教育の充実・発展のために、市民の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

令和4年3月

武蔵村山市教育委員会

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造や雇用環境の変化等が予想される中、持続可能な社会を目指し、「誰一人取り残さない教育」の在り方が問われています。

また、子供の貧困など社会経済的な課題、地域間格差などの地域の課題、地域コミュニティの弱体化など、家庭や地域の教育力の低下も問題視されています。

学校教育においては、学力と体力の二極化、いじめ、不登校への対応をはじめ、少人数学級の推進、特別支援教育の推進、学校への信頼の確保、家庭と地域との連携強化など、多様な視点からの取組が求められています。

他方、自然災害の頻発や感染症への対応などによる安全・安心意識の高まりなど、人々の意識にも大きな変化をもたらし、学校教育においても「主体的・創造的に生き抜く力」を鍛え伸ばす取組が必要とされています。

また、生涯学習を通じて、人生をより豊かに生きるとともに、「自立」、「協働」、「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築が求められています。

国では、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定し、令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

東京都では、平成31年3月に「東京都教育ビジョン（第4次）」を策定し、子供の「知」、「徳」、「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培うことや学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てることについて12の「基本的な方針」を示し、5年間の施策展開の方向性を決めました。また、令和3年3月に「東京都教育施策大綱」を策定し、東京の教育施策の基本的な方針や「未来の東京」に生きる子供の姿等を踏まえ、「東京型教育モデル」で特に重要で優先的に取り組む6事項を決めました。

本市では、平成29年3月に「武蔵村山市第二次教育振興基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」を基本理念に、5年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、第二次計画において取り組むべきものとされている施策に沿って、教育施策の推進を図ってきました。また、教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、本計画は、教育大綱の理念に基づき、具体的な教育施策を定めたものです。第二次計画の期間が令和3年度末をもって終了することから、教育基本法に基づき、国や東京都の動向を考慮するとともに、市の関連計画との整合を図りながら、令和4年度を初年度とする「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「東京都教育ビジョン（第4次）」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」に示す本市の将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」を実現するための学校教育分野及び生涯学習分野における計画であり、本市の教育の方向性を定める教育大綱の視点に基づき、教育分野の目標を具現化する最上位計画に位置付けられます。

本市及び教育委員会は、本計画に基づき、計画的に主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

さらに、本計画の推進に当たり、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール（国際目標）に留意して教育施策を推進します。

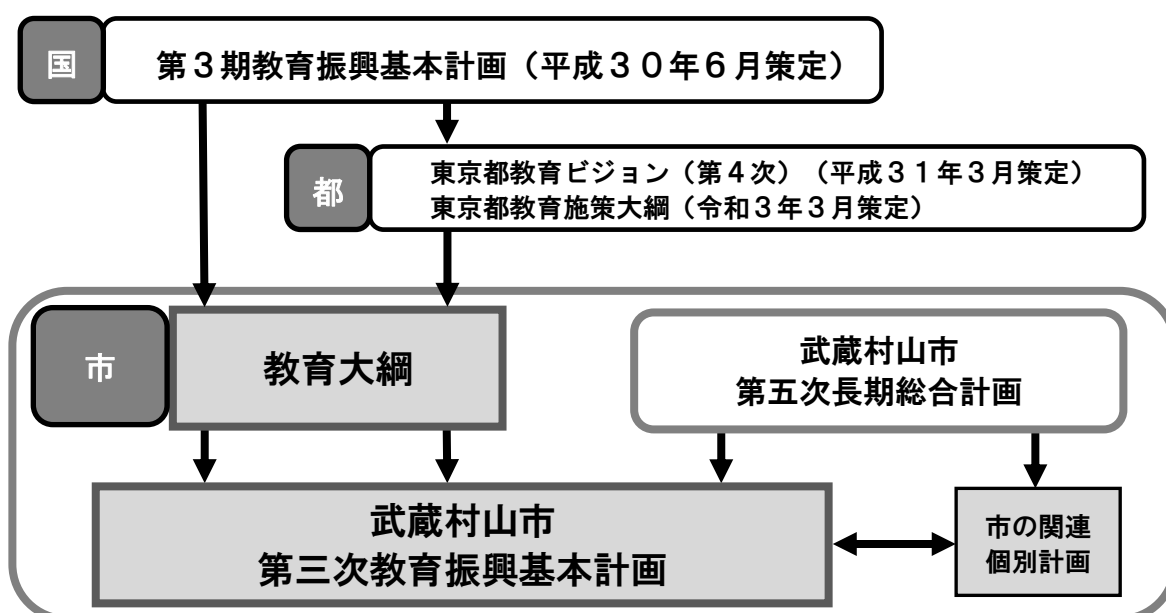
なお、本計画は、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

■教育基本法 抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■他計画との関連イメージ



3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

また、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ、適宜必要な見直しを行うこととします。

■本市の関連計画の期間

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
長期総合計画	第四次（後期）					第五次（前期）					
教育振興基本計画	第二次					第三次（本計画）					
生涯学習推進計画	第四次					第五次					
スポーツ推進計画	改定版					第二次 (令和4～13年)					
子供読書活動推進計画	第三次					第四次					
特別支援教育推進計画	第四次					第五次					
子ども・子育て支援事業計画	第一期 (平成27年～令和元年)					第二期					
健康増進計画・食育推進計画	第二次健康増進計画・食育推進計画					健やかプラン (第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画)					
子どもの未来応援プラン						第一次					

4 計画の策定体制

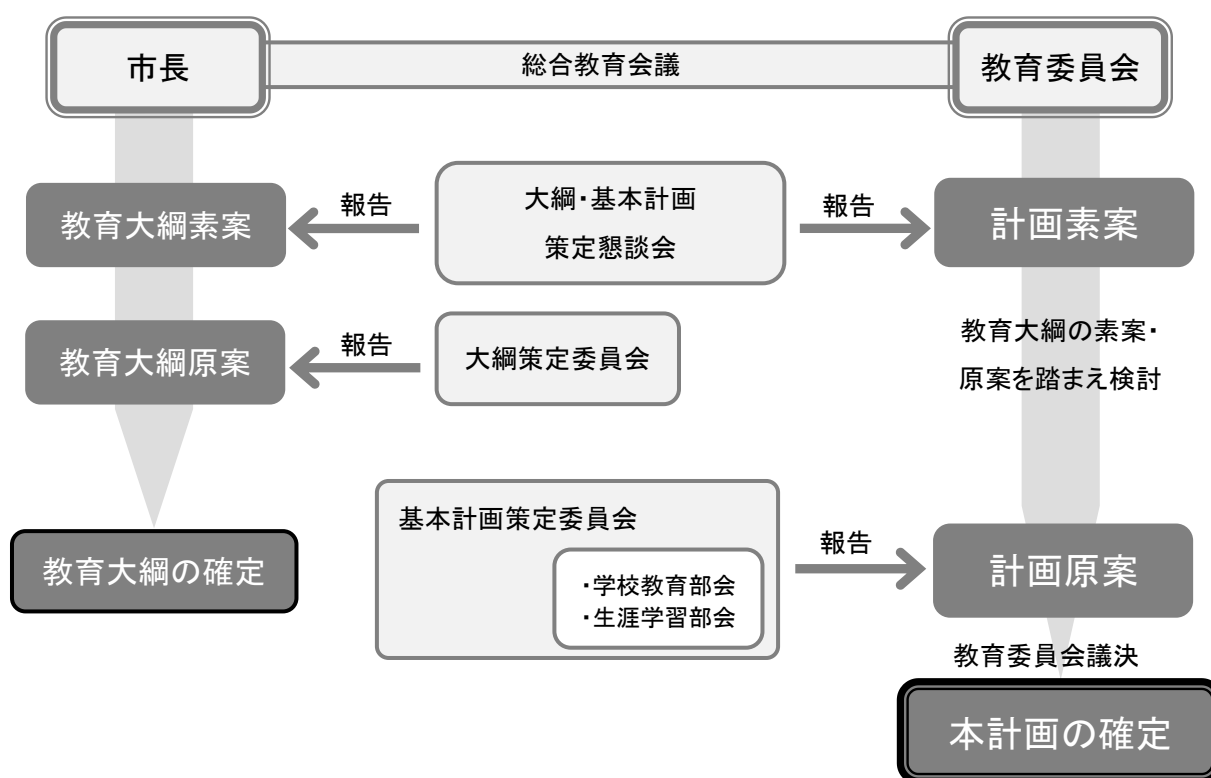
市長と教育委員会で構成する総合教育会議では、教育大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等の協議・調整等を行います。また、教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、本計画は、教育大綱の理念に基づき、具体的な教育施策を定めたものです。

教育大綱の策定に当たっては、市民や学識経験者等が加わる「武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会」（以下「大綱・基本計画策定懇談会」という。）及び庁内組織である「武蔵村山市教育大綱策定委員会」（以下「大綱策定委員会」という。）において検討を行いました。

本計画は、本計画の策定作業と平行して検討が行われた教育大綱の素案、原案を踏まえながら、「大綱・基本計画策定懇談会」及び「武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会」（以下「基本計画策定委員会」という。）において協議を重ねて策定しました。

また「基本計画策定委員会」に、「学校教育部会」及び「生涯学習部会」を設置し、施策内容の専門的な検討を行いました。

■計画の策定体制



5 計画の点検・評価

本計画を効率的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と評価を行い、その結果を改善に結び付ける必要があります。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表しています。

本計画の進行管理に当たっては、当該事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果を活用するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しなどに生かします。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2章 計画の施策展開の方向

1 国及び東京都の教育振興基本計画

(1) 国

国においては、教育基本法に示された理念の実現と我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、平成30年6月15日付で、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

「第3期教育振興基本計画」では、「第2期教育振興基本計画」で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を継承すると同時に、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項を踏まえ、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針が示されています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する。

そして、5つの基本的な方針と社会状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿の実現に必要な21の教育政策の目標が体系的に整理されています。

(2) 東京都

東京都では、平成31年3月に「東京都教育ビジョン（第4次）」を策定し、子供の「知」、「徳」、「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培うことや、学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てることについて12の「基本的な方針」が示されています。

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
- 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育
- 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
- 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
- 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
- 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
- 9 これからの教育を担う優れた教員の育成
- 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
- 11 質の高い教育を支える環境の整備
- 12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

そして、12の「基本的な方針」を踏まえ、学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成するとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図るため、30の主要施策が体系的に整理されています。

2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しました。この指針は国連のSDGsサミットの開催ごとに改定を行っています。

この指針の改定版（令和元年12月20日）において、国が目指すビジョンとして「すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳をもって生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない2030年の社会を目指す。」が掲げられ、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

本市においても、「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組」に対応するため、「第五次長期総合計画」の前期基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのアイコンを各施策に表示しています。

本計画では、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進していきます。

3 本市を取り巻く教育の現状と課題

本市を取り巻く教育の現状と課題を、次のとおり9項目に整理しました。

(1) 確かな学力と社会を生きる力を育む教育

情報化や国際化など、急速かつ激しく変化する社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てるため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、主体的に学習できる力を育成するとともに、身に付けた知識等を活用し、自ら課題を発見・解決する力や、新たな価値を創造する力が求められます。

本市では、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育む教育に努めてきました。

また、児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、毎年度、学校ごとに「授業改善推進プラン」を策定し、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指した教育を進めるとともに、子供や保護者による「学校評価」を計画的に実施し、その結果を授業改善に生かしてきました。

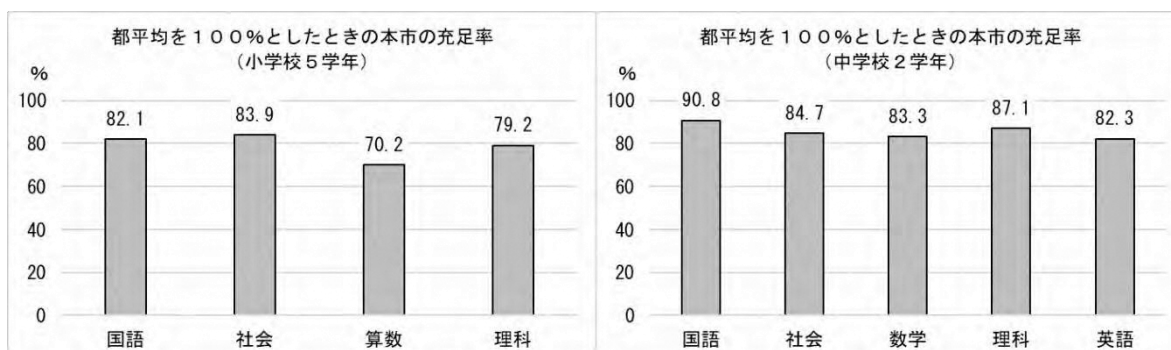
今後も、児童・生徒一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着を図るため、学校、家庭及び地域との連携を図りながら、成果と課題を明らかにし、指導方法の工夫や授業改善を進めていく必要があります。

一方、子供たちが、将来の生き方について、目的意識をもち主体的に選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた進路指導・キャリア教育が求められています。

また、子供たちが将来にわたり、グローバル社会で生き抜いていけるよう、小学校における英語教育を充実する必要があります。

さらに、特別な教育的ニーズのある児童・生徒が、住み慣れた地域や家庭で、安心・自立して暮らせるようきめ細やかな教育的支援が一層求められています。

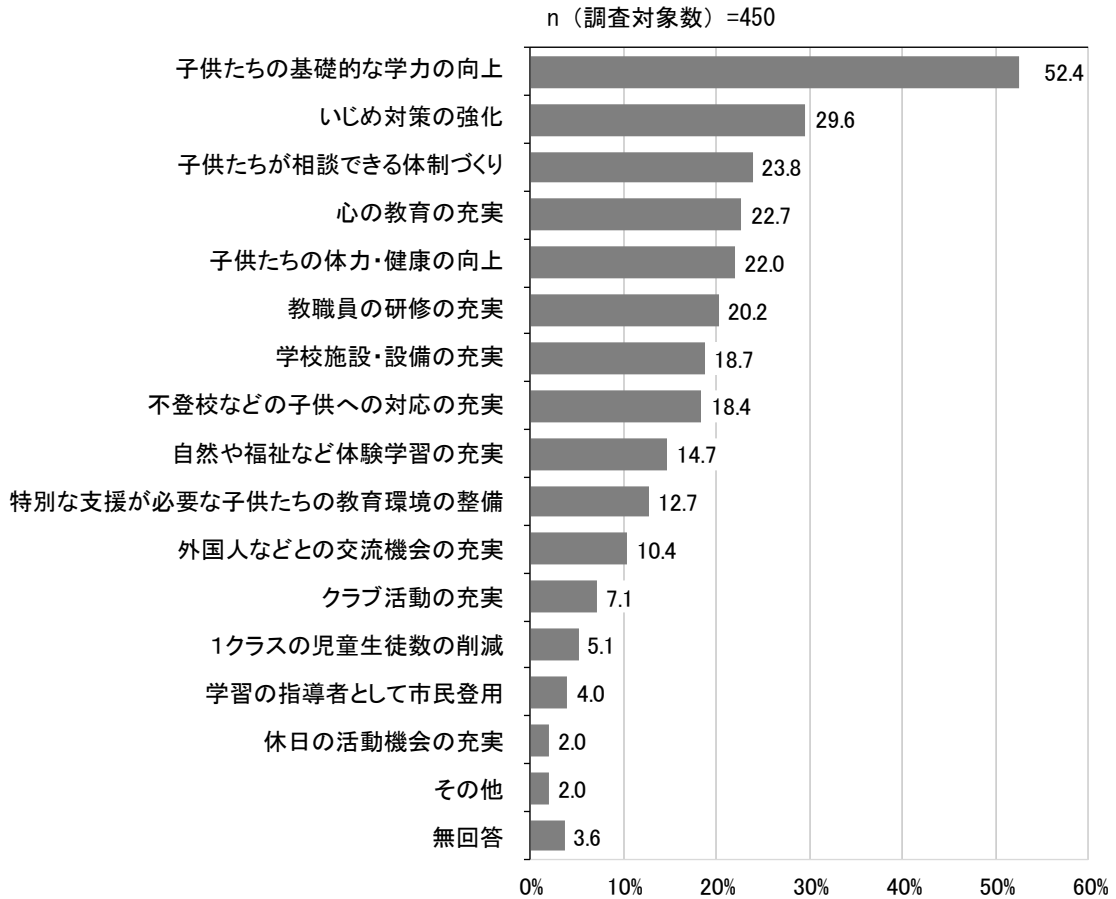
平成31年度（令和元年度） 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都）



教育指導課 資料

平成30年度 市民意識調査 教育

問 57 子供たちの教育をより一層充実するために、市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(3つまで回答)



企画政策課 資料

(2) 心身の健やかな成長に向けた教育

自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や人間としての在り方、生き方に関する意識を深めるために、道徳教育の一層の充実が求められるとともに、生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育も必要となっています。

本市では、子供たちの豊かな心を育むとともに、学習指導要領の改訂や義務教育における道徳の教科化を踏まえ、学校教育全体を通じた計画的な道徳教育を推進し、小・中学校における道徳教育の充実を図るため、毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施してきました。

また、子供たちの道徳性や人間性を育てていくため、小学校では「水田学習」や「移動教室」、中学校では「職場体験」や「修学旅行」など、子供たちの発達段階に応じた体験活動を充実するほか、学校、家庭及び地域が連携して心の教育を推進してきました。

子供たちの規範意識の低下や人間関係の希薄化が課題となっている中、今後も基本的な生活習慣を身に付けさせ、公共の精神を尊び、一人一人の人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む「心の教育」を一層充実していく必要があります。

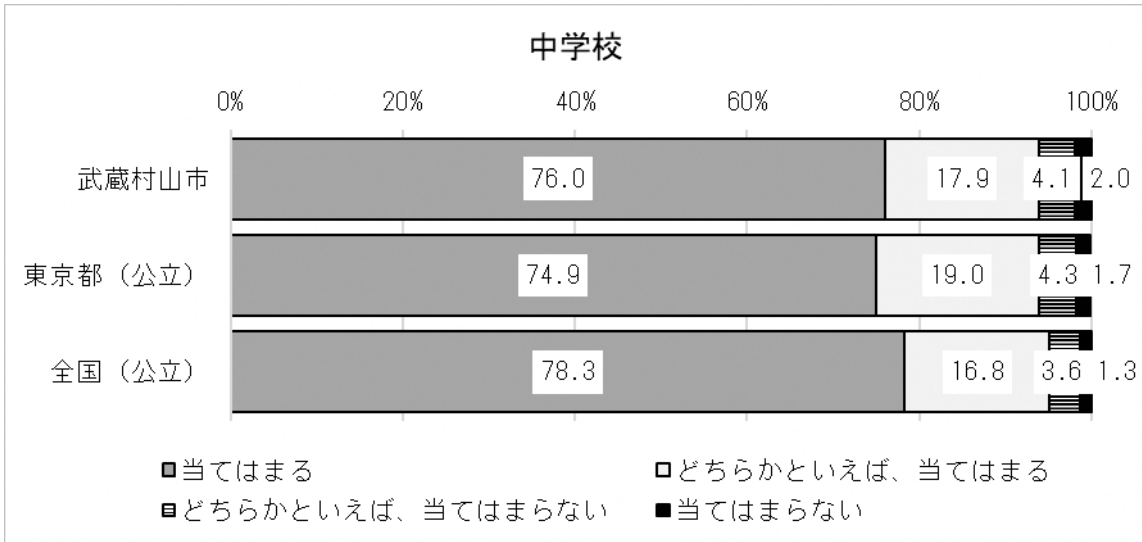
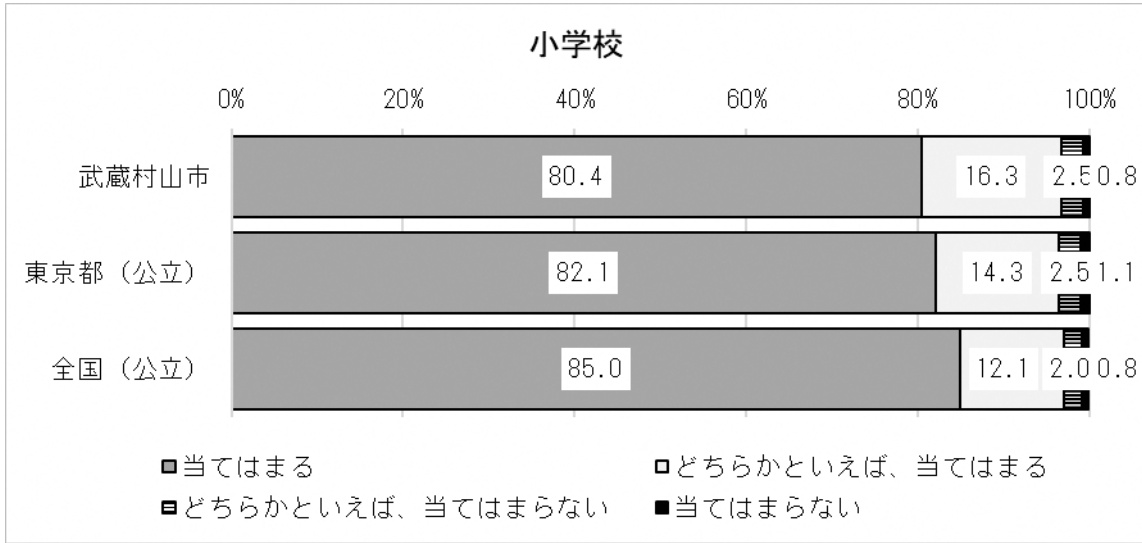
また、いじめは絶対に許されないことを児童・生徒一人一人に徹底し、引き続き指導するとともに、児童・生徒の実態を的確に把握し、毅然とした粘り強い指導を学校全体で組織的に行う必要があります。不登校については、スクールカウンセラー、教育相談室、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り、その解消に努めていくとともに、社会的自立に向けた支援を講じていく必要があります。

一方、健康・体力の面では、体育の時間をはじめ、教育活動全般を通じて、児童・生徒の体力向上に向けた指導法の工夫・改善に取り組むとともに、体力テストを実施し、児童・生徒の体力や運動能力に関する実態調査・調査結果の分析を行ってきました。

今後も、子供たちの心の健康や食生活の乱れなど多様化する健康課題への対応などが求められているとともに、生活環境の変化に伴い、子供たちの体力が低下している傾向が見られることから、その改善が課題となっています。

平成31年度（令和元年度） 全国学力・学習状況調査

問 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。



※数値は四捨五入しており、数値の合計が100%にならない場合がある

教育指導課 資料

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働

社会がますます複雑化・多様化し、子供を取り巻く環境も大きく変化する中、これからの教育は、これまで以上に学校と家庭、地域・社会との連携・協力の下で進めていくことが必要であることから、地域・社会のつながりや支え合いによる教育力の向上や、学校が抱える複雑化・困難化した課題の解決を目指して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくことが求められています。

本市では、学校・家庭及び地域の連携・協働体制強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進する環境の整備に努めてきました。

また、学校における学習活動、安全確保及び教育環境の整備などについて、保護者・地域住民などのボランティアによる活動が組織化され、「地域の子供は地域で育てる取組」を推進してきました。

今後も、未来を担う子供たちの健全育成のために、社会全体で教育に取り組む気運を高め、市内全小・中学校を指定しているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を充実し、学校・家庭及び地域が一体となった開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

また、子供の教育については、家庭教育の重要性を再認識し、保護者の自主性を尊重しつつ、学習機会や情報の提供などの連携・協働体制を構築し、支援を行う必要があります。

（４）時代に対応した学校教育の質の向上と教育環境の整備

子供たちの能力を最大限に伸ばす質の高い教育を実現するため、次代を見据えつつ、子供たちや社会のニーズを踏まえながら、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、教員の「働き方改革」などが求められています。

本市では、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールとし、地域と連携した教育活動の充実に努めるとともに、基礎・基本の定着、主体的に学ぶ態度の醸成などに取り組み、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めてきました。

また、小中一貫教育を通して、「人間力」の育成を目指しており、「知的能力」、「対人関係力」、「自己制御力」の3要素を総合的にバランスよく身に付けた児童・生徒の育成を推進してきました。

さらに、教員研修を充実するなど、教員の能力開発や指導力の向上に取り組み、令和元年度からは「小中一貫教育の日」を設定し、各中学校区での授業実践交流を通して、小中一貫教育の連携を図っています。

今後も、教員の人材育成を確実にいきなり、学校の教育力を維持・向上させるとともに、学校運営の改善や諸課題を解決するため、学校評価の実施・公表、校内の組織力の強化などを行う必要があります。

教育施設の面では、これまでも老朽化した学校施設・設備の改修整備を進めるとともに、新たな教育内容の変化などに対応した施設整備を進めてきました。特に、児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時の避難所としての機能を高めるため、市内全小・中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を実施し、平成23年度までに耐震化率は100%となっています。設備においては、夏の暑さ対策として、令和2年度までに普通教室、特別教室及び屋内運動場に空調設備を設置しました。

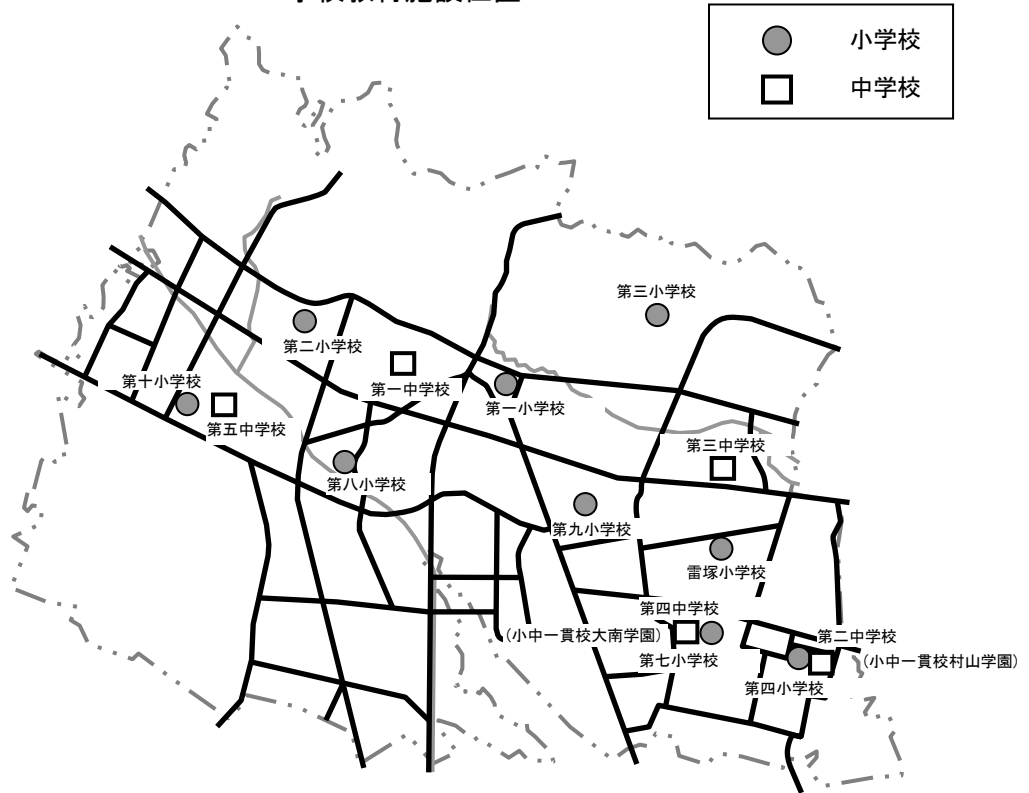
今後も、児童・生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、「学校施設長寿命化計画」を踏まえ、学校施設・設備の整備及び老朽化対策を計画的に推進する必要があります。

また、文部科学省が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しており、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びを推進していく必要があります。

このほか、地域の実態に応じた学校規模の適正化を図り、地域の特性を生かした教育活動を展開することが課題となっています。また、経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、その負担を軽減するための支援を行うことが求められています。

一方、教員の「働き方改革」では、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、教員の負担軽減を図り、教員の職の魅力を高めることなどが、教育の質の向上という点において重要となっています。

学校教育施設位置



教育総務課 資料

(5) 生きがい・ふれあいを育む生涯学習

人生100年時代の到来が予測される中、様々な場面において、生涯にわたって質の高い学びを重ね、豊かな人生を送り、主体的に地域や社会の活動に生かしていこうとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められています。

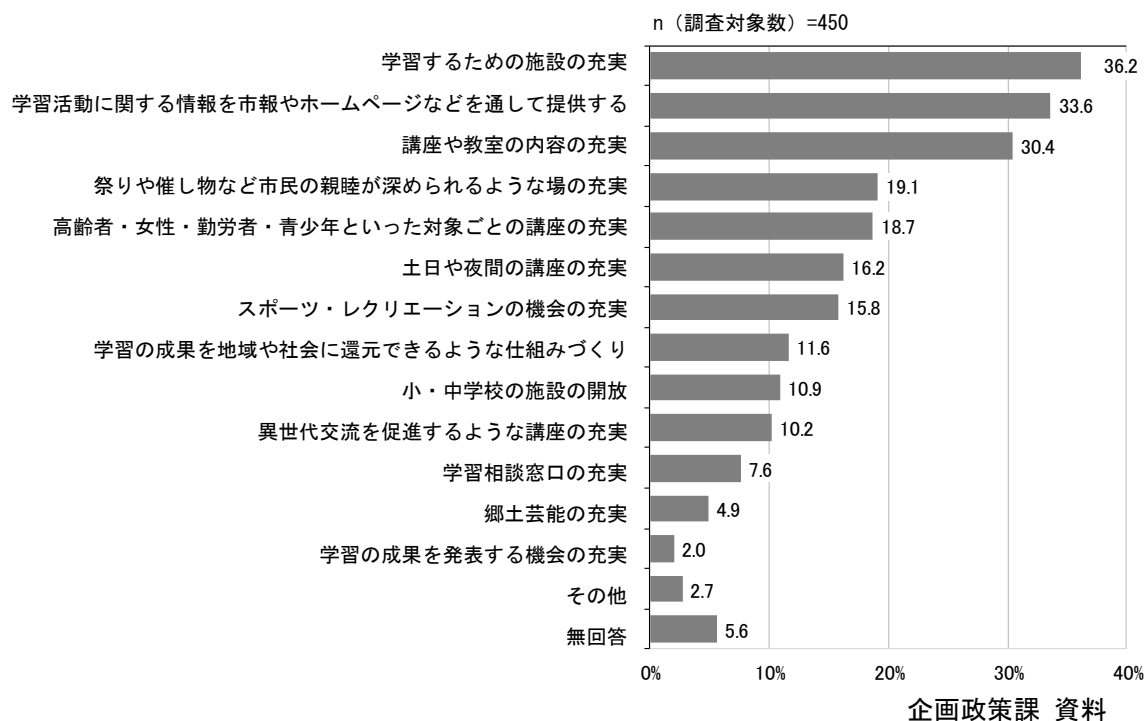
本市では、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援するため、推進体制の整備や出前講座の充実、学習機会の拡充や場の提供などについての施策を推進してきました。

市内にある地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）などの施設を、生涯学習を実践する中心的な教育機関として位置付け、市民の生涯学習活動の場として、あるいは生涯学習情報の提供の場として運営しています。そこで、市民の様々なニーズに応えるため、引き続き、学習施設や講座内容などを充実するとともに、生涯学習情報の提供や施設等を利用しやすいシステムの運用、各種団体などへの支援を行っていくことが必要です。

また、図書館では、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、読書活動の推進に努めてきました。今後も子供の読書活動を一層推進するため、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、「第四次子供読書活動推進計画」を踏まえ、子供読書活動に関する施策を推進していく必要があります。

平成30年度 市民意識調査 教育

問 58 生涯学習をより一層充実させるために、市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（3つまで回答）



(6) スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくり

人生100年時代の到来が予測される中、スポーツの「力」が健康で活力に満ちた長寿社会の実現にとどまらず、地域の絆を育み、市民に夢と感動を与え、地域の新しい力の創造につながる等、まちの持続的な発展やより良い地域づくりにおいても必要であると考えられています。

一方、スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながることから、市民のニーズは高く、多様化する傾向にあります。

本市では、総合体育館を拠点として、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、市民の健康・体力づくりの活性化を考慮し、スポーツ振興に関わる施策を推進してきました。

また、市民が生涯を通じてスポーツを愛し親しむことで、健康で豊かな心とからだを育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成26年10月5日に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行いました。

さらに、平成27年7月にはスポーツ少年団を設立し、スポーツを通じた青少年の健全育成や指導者育成を図っています。

今後は、「第二次スポーツ推進計画」を基に、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに接し、楽しむことができる環境を整備するとともに、これまで運動をする機会が少なかった市民に、スポーツ事業等への参加を促進することで楽しみを持ってもらい、生活の充実度の向上を図る必要があります。

また、生涯にわたってスポーツとの関わりを持つことができる環境を整えるためには、地域と連携した取組が肝要です。そのために、住民が主体的に運営する武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅクラブ）の充実を図る必要があります。

体育施設利用状況

(単位：回)

施設名		利用状況		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合運動公園運動場	第1	571	503	562
	第2	462	532	388
	第3	604	482	365
野山北公園運動場		269	285	268
雷塚公園野球場		601	577	521
大南公園野球場		646	649	513
雷塚公園庭球場		1,109	1,058	689
大南公園庭球場		2,347	2,042	1,805
三ツ木庭球場		1,671	1,614	1,489
野山北公園プール		5,209人	4,355人	5,975人

スポーツ振興課 資料

スポーツ・レクリエーション活動各種大会の児童参加状況

(単位：人)

大会名	参加状況					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
少年野球大会	239		226		200	
少年少女サッカー大会	278	91	268	38	中止	
少年少女ドッジボール大会	535	338	475	323	中止	
村山っ子相撲大会	161	51	145	38	中止	

※ 少年野球大会は、男女混合チームでの参加のため、男女別参加状況は集計していない。

スポーツ振興課 資料

(7) 次世代に継承する文化財の保護・保存、活用

本市には、縄文時代の遺跡である吉祥山遺跡をはじめとする遺跡や、古くから残る文化財等があり、指定文化財も数多く、市民の財産として保護・保存を図っています。

また、歴史民俗資料館を拠点として文化財に関する調査・研究や講座・教室事業等を行うとともに、保護・保存と合わせて、展示などの活用に努めています。

しかし、都市開発の進行や高齢化の進展とともに、これらの貴重な文化財が失われつつあり、市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくために、引き続き伝統文化・文化財等を保存・継承していく必要があります。

今後も、伝統文化や文化財に対する市民の関心と理解を高め、歴史・伝統に触れる機会の提供を図り、文化財の保護思想の普及を図っていく必要があります。

さらに、地域の伝統的な文化を子供たちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努める必要があります。

指定文化財一覧

令和3年3月末現在

指定種類	名称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月	
都指定無形文化財	村山大島袖	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和42年3月	
都指定無形民俗文化財	双盤念仏(薬師念仏鉦はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏鉦はり保存会	平成3年3月	
市指定有形文化財	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和51年4月	
	眞福寺格天井花鳥画				
	指田日記	本町五丁目	個人所有		
市指定有形民俗文化財	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和51年4月	
	大日堂庚申塔	神明三丁目	個人所有		
市指定史跡	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市		
市指定旧跡	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺		
市指定無形民俗文化財	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様祇園ばやし保存会		
	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会		
	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会		
市指定有形民俗文化財	神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像	神明三丁目	個人所有		平成7年12月
	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺		
	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	個人所有		
市指定有形文化財	萩ノ尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂		
市指定有形民俗文化財	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禪昌寺		
市指定有形文化財	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合		
市指定無形民俗文化財	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講谷津講社	平成13年12月	
市指定有形文化財	屋敷山遺跡出土土人面装飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成15年6月	
	屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕				
市指定旧跡	東京陸軍少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市 禪昌寺	平成19年7月	
市指定有形文化財	乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成27年7月	
	内野佐兵衛家文書				
	渡辺源蔵家文書				

文化振興課 資料

(8) 教育財産の計画的な管理と有効活用の推進

市が保有する公共施設の中で、学校教育系施設と社会教育・文化施設が大きな割合を占めています。これまでも、児童の放課後活動や市民のスポーツ活動などの目的に、施設の多面的な利用を図ってきました。

学校教育系施設の管理では、今後の入学者数の前提となる年少人口の動向や、防災面も含めた地域コミュニティの在り方との整合性を踏まえ、学校ごとに①長寿命化による延命措置、②複合利用を前提とする建替え、③将来の用途変更に対応可能な建替え、④耐用年数到来時における集約化など、各種の観点から将来の方向性を検討し、二重投資の抑制を図りながら計画的な施設の更新と規模の適正化、最適配置の実現を図ります。

また、学校教育系施設は、地域に密着した施設であり、子供たちの教育活動のためのみならず、市民の学習や交流など様々な用途での積極的な活用が期待されます。

今後も、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、多様な視点に立って積極的な活用を推進する必要があります。

(9) 教育委員会と関係機関との一層の連携

近年、子供たちを取り巻く社会環境や家庭環境は大きく変化しており、教育上の課題も複雑化・多様化しています。学校現場だけでは対応が困難な事例も増加しており、その解決に向けて、高い専門性が求められる場面も見られます。

一方で、市民の生涯学習活動に関しては、継続性と整合性のとれた、長期的な展望に立った施策の展開が求められています。

そのため、地方公共団体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」が設置され、教育委員会と市長部局の連携を図ってきました。

今後も引き続き、教育委員会と市長部局などの関係機関が一層連携し、教育上の諸課題への対応や、教育施策の推進に取り組んでいくことが求められます。

4 計画の方向性

教育大綱の基本理念及び基本方針は本市の教育行政を推進するための基本指針であることから、教育大綱の基本理念及び基本方針を、本計画の基本理念及び基本方針として位置付けます。

また、教育委員会は次のとおり教育目標を定め、教育目標の実現に向けて取り組むべき具体的な教育施策を体系的に定めます。

■教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

5 施策体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 生きる力を育む教育の推進	(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進【重点】
		② 道徳教育の充実【重点】
		③ 体験・鑑賞活動の充実
	(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着【重点】
		⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
	(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進【重点】
		⑦ 食育の充実
		⑧ 心と身体の健康管理の充実
	(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実【重点】
		⑩ G I G Aスクール構想の推進【重点】
		⑪ 国際理解教育の充実【重点】
		⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
		⑬ キャリア教育の充実
	(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実【重点】
		⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
		⑯ 学校における教育相談体制の整備
	(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進
	2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	(1) 開かれた学校づくりの推進
⑲ 学校公開等の実施		
⑳ 広報の充実		
(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築		㉑ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進
		㉒ 家庭教育の支援【重点】
		㉓ カリキュラム・マネジメントの推進
		㉔ 児童・生徒の安全確保【重点】

基本方針	基本施策	具体的施策	
3 教育の質の向上と教育環境の整備	(1) 特色ある学校づくりの推進	②5 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】	
		②6 一校一研究の推進	
		②7 部活動等の充実	
	(2) 教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進	②8 教職員研修・研究の充実	
		②9 授業改善の推進【重点】	
		③0 教員の「働き方改革」の推進【重点】	
	(3) 学校経営力の充実	③1 人材育成の推進	
		③2 学校評価の充実【重点】	
	(4) 学校教育環境の充実	③3 学校施設・設備の整備【重点】	
		③4 教育機器・教材の整備	
		③5 学校ICT環境の整備【重点】	
		③6 学校規模適正化の推進【重点】	
		③7 通学区域と中学校学校選択制の推進	
③8 学校給食の充実【重点】			
③9 (仮称)防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託【重点】			
④0 経済的支援の実施			
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	④1 生涯学習の推進【重点】	
		④2 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】	
		④3 生涯学習施設・設備の整備	
		④4 図書館運営の充実【重点】	
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	④5 スポーツの推進【重点】	
		④6 スポーツ施設・設備の整備	
	(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	④7 文化財の調査、保護・活用【重点】	
	5 教育財産の有効活用の推進	教育財産の有効活用の推進	④8 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
			④9 校庭・屋内運動場開放の推進
⑤0 生涯学習施設・設備の整備			

6 重点的に取り組む施策

施策の体系の5つの基本方針の下に位置付けた具体的施策の中で、特に重点的に取り組む施策を重点施策とし、今後5年間で重点的・優先的に取り組みます。

基本方針	重点施策
1 生きる力を育む教育の推進	① 人権教育の推進
	② 道徳教育の充実
	④ 確かな学力の定着
	⑥ 体力向上策の推進
	⑨ 安全教育の充実
	⑩ G I G Aスクール構想の推進
	⑪ 国際理解教育の充実
	⑭ 特別支援教育の充実
2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実
	㉒ 家庭教育の支援
	㉔ 児童・生徒の安全確保
3 教育の質の向上と教育環境の整備	㉕ 小中一貫教育・小中連携教育の推進
	㉙ 授業改善の推進
	⑳ 教員の「働き方改革」の推進
	㉓ 学校評価の充実
	㉖ 学校施設・設備の整備
	㉗ 学校 I C T環境の整備
	㉘ 学校規模適正化の推進
	㉚ 学校給食の充実
	㉛ (仮称)防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	㉜ 生涯学習の推進
	㉝ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実
	㉞ 図書館運営の充実
	㉟ スポーツの推進
	㊱ 文化財の調査、保護・活用
5 教育財産の有効活用の推進	—

第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策

基本方針1 生きる力を育む教育の推進

自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう取り組みます。

また、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、情報化や国際化など、急速かつ激しく変化する社会に対応できる力を育む教育を推進します。

基本施策（1）豊かな心を育む教育の推進

具体的施策① 人権教育の推進【重点】

- いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。また、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導します。
- 性別、年齢、障害の有無、国籍、宗教及び価値観などは多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促すダイバーシティ教育を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
人権教育の推進	学校・家庭・地域、関係機関の連携の下に、児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。	教育指導課
人権教育全体計画の作成	児童・生徒が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成します。	教育指導課
ダイバーシティ教育の推進	多様性を認め、児童・生徒一人一人が、性差や人種、障害等にとらわれず活躍できる教育を推進します。	教育指導課

具体的施策② 道徳教育の充実【重点】

- 学校・家庭及び地域がそれぞれの役割を發揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、様々な学校教育活動を通し、心の教育の充実を図ります。
- 毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図ります。
- 学習指導要領の改訂や義務教育における道徳の教科化を踏まえ、各学校における「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。	教育指導課
各教科等における道徳教育の推進	各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。	教育指導課



道徳授業地区公開講座（大南学園第四中学校）

具体的施策③ 体験・鑑賞活動の充実

- 地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「水田学習」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通し、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図ります。
- 豊かな心や感性を育むために、子供たちの「音楽鑑賞・芸術鑑賞」の充実を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
小学校での水田学習の実施	野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校5年生による水田学習を実施します。	教育指導課
小学校での移動教室の実施	集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心や諦めない気持ちを育むため、市内全小学校6年生による日光移動教室を実施します。	教育指導課
小・中学校での生産体験の実施	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。	教育指導課
中学校での移動教室・修学旅行の実施	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校でスキー教室及び修学旅行を実施します。	教育指導課
音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施	日頃、接することの少ないオーケストラの生演奏及び演劇の舞台を鑑賞し、豊かな心情を育てるとともに、鑑賞態度を学ぶために、小学校において音楽鑑賞・芸術鑑賞を実施します。	教育指導課



水田学習（第九小学校）



移動教室（第八小学校）



スキー教室（第五中学校）



音楽鑑賞（第二小学校）

基本施策（２）学力向上策の推進

具体的施策④ 確かな学力の定着【重点】

- 「全国学力・学習状況調査」並びに東京都及び本市による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等を通して、児童・生徒の学力の定着状況及び「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析します。
- 各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的改善を図るとともに、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指します。また、児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、自由な心を伸ばし、長所を引き出す指導、児童・生徒に向上心を高く持つ指導など、常に指導方法を工夫・改善し、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導体制の工夫・改善に努めます。
- 学力向上策の一環として、小学校漢字検定及び中学校英語検定を実施します。
- 変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業の展開を図ります。
- 家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により「地域未来塾」事業を推進し、学習支援を実施します。
- 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングやGIGAスクール構想の推進による1人1台端末を活用するなど、個別最適化の学びを実現し、個に応じた指導に努めます。
- 小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、地域のボランティアの方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりの充実を図ります。
- 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、一人一人に目の行き届いた教育を実現するとともに、地域で学校を支える体制づくりに努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学力調査の実施	児童・生徒の学力向上を図るために、「児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）」、「児童・生徒の学力向上を図るための調査（都調査）」、「全国学力・学習状況調査（国調査）」を実施し、成果を検証するとともに、課題の把握・分析をします。	教育指導課
授業改善推進プランの作成・活用	国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。	教育指導課
小学校漢字検定の実施	小学校4年生及び6年生の児童に、学力向上策の一環として、市独自の漢字検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
中学校英語検定の実施	中学校3年生の生徒に、学力向上策の一環として、英語検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。	教育指導課
「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善	児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目標として、授業改善を図ります。	教育指導課
地域未来塾の実施	家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施し、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ります。	文化振興課
個に応じた指導の実施 (少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング)	児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等による個に応じたきめ細やかな指導を実施します。	教育指導課
教育ボランティアの派遣	小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、支援者として地域からボランティアを募り、その方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりに寄与します。	教育指導課
小学校補助教員の派遣	市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、その知識、経験を児童の指導等に活用することにより、一人一人に目の行き届いた教育の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを支援します。	教育指導課



地域未来塾（第三小学校）



地域未来塾（第一中学校）

具体的施策⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成

- 各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、ボランティア等が連携し、各学校で「読み聞かせ」を実施するなど、児童・生徒の読書活動を一層推進します。
- 学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、電子図書の導入を検討し、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。また、学校図書館の利便性が高まるよう、環境整備を検討します。
- 市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
読み聞かせの実践	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。	教育指導課
学校図書館の利用促進	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行います。	教育指導課
学校司書の配置と活用の推進	市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語力の育成を図ります。	教育指導課



学校図書館開館日（第二小学校）

基本施策（3）健康な身体や体力を育む教育の推進

具体的施策⑥ 体力向上策の推進【重点】

- 児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校・家庭及び地域が連携した体力向上策を推進します。
- 東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施し、「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。
- 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
東京都統一体力テストの実施・分析	東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。	教育指導課
体力向上に向けた指導法の工夫・改善	各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。	教育指導課



体力テスト（第十小学校）

具体的施策⑦ 食育の充実

- 「健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）」を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。
- 各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育リーダー及び食育推進チームを中心とした指導体制を一層充実するとともに、食品ロスの削減に向けた取組や、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進します。
- 老朽化した学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
「健やかプラン」の推進	健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）を踏まえ、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進します。	教育指導課 学校給食課 健康推進課 子ども子育て支援課
（仮称）防災食育センターの整備	老朽化した学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備します。	学校給食課

具体的施策⑧ 心と身体の健康管理の充実

- 学校生活に必要な健康の保持増進を目的として、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談を実施するとともに、保健室の利用環境の向上などにより、児童・生徒の健康管理の充実を図ります。
- 各学校において、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるように保健指導を充実します。
- 児童・生徒の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童・生徒が相談しやすい環境を整備することにより、悩みや不安について早期に対応し、心の健康管理を充実します。
- 「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を推進し、学齢期の歯と口の健康づくりに努めます。

主要施策・主要事業名	概 要	事業担当課
定期健康診断・就学時健康診断の実施	児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施します。	教育総務課
保健指導の充実	各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにします。	教育指導課
心の健康管理の充実	各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備するとともに、小学5年生及び中学1年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施するなど、教育相談を充実させます。	教育指導課
「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進	「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を踏まえ、学齢期の歯と口の健康づくりを推進します。	教育総務課

基本施策（４）社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

具体的施策⑨ 安全教育の充実【重点】

- 新型コロナウイルス感染症などの感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるため、学校における感染症対策などの衛生管理に努めます。
- 児童・生徒が自分で自分の身を守るようにするため、各校の安全指導計画や自然災害を含めた避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の３領域について、計画的な指導を行います。
- 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制の確立に努めます。
- 非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成、交通安全意識の向上等を目的としたスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室など、地域や関係機関と連携した安全教育の充実に努めるとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、スクールガード・リーダーによる巡回指導などを推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校における衛生管理の充実	日常生活における健康観察や衛生管理を充実させ、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするとともに、感染症への正しい知識の普及と予防対策を実施します。	教育指導課
学校安全計画の作成と安全指導の充実	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月１回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の３領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにします。	教育指導課
避難訓練の実施	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月１回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学ぶようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育みます。	教育指導課
保護者・地域との連携による安全確保体制の確立	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。	教育指導課
セーフティ教室の開催	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催します。	教育指導課
小学生による地域安全マップの作成	児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成します。	教育指導課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導	児童・生徒を犯罪から守るため、スクールガード・リーダーが学校・通学路等の巡回、学校や児童・生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言等を行います。	教育総務課
交通安全教室・自転車安全教室の実施	東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図ります。	教育指導課



衛生管理（パーテーションの設置）
（大南学園第四中学校）



スケアード・ストレイト教育技法による
交通安全教室（第五中学校）



地域安全マップの作成（第三小学校）



自転車安全教室（第一小学校）

具体的施策⑩ G I G Aスクール構想の推進【重点】

- 文部科学省が提唱する「G I G Aスクール構想」の実現のために整備した、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを最大限に活用し、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びを提供し、資質・能力を一層確実に育成できる環境整備と、効果的な学習指導に努めます。
- 1人1台端末の活用に当たっては、日常の学習活動や生活の中で活用していくとともに、教員に対する研修を行ったり、学校間での情報共有を行ったりするなど、効果的な活用に努めます。
- 学習指導要領において、プログラミング教育を推進することは、「コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けることは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められる子供たちにとって極めて重要」とされていることから、1人1台端末に整備されたアプリケーションを活用することはもとより、様々な教科等で指導するなど、プログラミング教育を充実します。
- 情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、インターネットなどの正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネット活用に関連する多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育を充実します。

主要施策・主要事業名	概 要	事業担当課
小・中学校コンピュータ等の活用の推進	急速に進展する情報化社会において、コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせます。	教育総務課 教育指導課
プログラミング教育の充実	1人1台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育みます。	教育指導課
情報モラル及び情報リテラシー教育の充実	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進します。	教育指導課



1人1台端末を活用した授業
(雷塚小学校)



1人1台端末を活用した授業
(大南学園第四中学校)



プログラミング教育 (村山学園)



情報モラル指導 (第十小学校)

具体的施策⑪ 国際理解教育の充実【重点】

- 外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、中学校におけるALT（外国語指導助手）などの活用を一層推進します。
- 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する外国語活動の充実を図ります。
- 小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラム」に基づいた指導や、ALTや英語活動支援員などを活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図ります。
- 帰国子女や外国籍の児童については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。
- 児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるように、国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
ALT（外国語指導助手）の派遣・配置	外国語（英語）教育及び外国語活動（英語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」により、各小・中学校にALT（外国語指導助手）を派遣・配置します。	教育指導課
小学校英語活動支援員の配置	小学校における外国語活動（英語活動）を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小学校に英語活動支援員を配置します。	教育指導課
帰国子女等指導助手の配置	帰国子女や外国籍の児童が、学校生活に適応できるよう、小中一貫校村山学園小学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行います。	教育指導課
国際姉妹校・国際交流活動との連携	国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携を通して、児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるようにします。	教育指導課



ALTによる授業（雷塚小学校）



国際交流活動（第九小学校）

具体的施策⑫ 日本の伝統・文化教育の充実

- 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図ります。
- 我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進します。
- 体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育みます。
- 郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
各教科等における日本の伝統・文化教育の推進	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちをもてるようにします。	教育指導課
体験活動を通した日本の伝統・文化教育の推進	餅つき、相撲、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進します。	教育指導課
地域との連携による伝統・文化教育の推進	地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、蚕、うどんなど、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。	教育指導課



相撲の授業（第十小学校）



菊づくり（第二小学校）



箏演奏（第二小学校）



横中馬獅子舞（第一小学校）

具体的施策⑬ キャリア教育の充実

- 小中一貫教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、自らのキャリア形成のために必要な様々な基礎的・汎用的能力を育成するため、「キャリア教育全体計画」に基づき、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。
- 中学校では職場体験を引き続き実施し、働くことの意義について生徒の理解を深めます。
- 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進します。
- 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された個人評価ツール「キャリア・パスポート」を活用し、児童・生徒が主体的に学びに向かう力を育み、自己実現を図っていくことができるよう取り組みます。
- 学校が「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、キャリア教育の充実を図るために、進路指導主任会等において、好事例の紹介をするとともに、校内推進体制の把握に努め、工夫・改善のための指導を行います。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育みます。	教育指導課
中学校での職場体験活動の実施	市内全中学校において、2年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成します。	教育指導課
教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保します。	教育指導課
キャリア・パスポートの活用	行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにします。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進します。	教育指導課



職場体験（第三中学校）

基本施策（５）個に応じた支援と指導の充実

具体的施策⑭ 特別支援教育の充実【重点】

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が、平成28年4月1日から施行され、今後は、この法律の内容に則し、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細やかな教育が展開できるよう、特別支援教育を引き続き推進します。
- 「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域と関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。
- 学校生活を営む上で特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒が在学する学校に、必要に応じて配置される「特別支援教育支援員」のほか、特別支援学級に「介助員」を配置します。
- 学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任や特別支援教育コーディネーター、保護者等に適切な助言を行います。
- 特別支援教育研修会を実施するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施します。
- 保育所・幼稚園等における子供たちの様子を小学校等に引き継ぎ、就学後の子供の学校生活をより豊かで適切なものとしていくため、就学支援シートの作成と活用を推進します。
- 障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用し、一人一人に応じた指導の充実を図ります。
- インクルーシブ教育の推進と、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加の実現に向け、多様で柔軟な教育課程の中で、可能な限り、交流及び共同学習を推進します。
- 集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、個別学習室等及び通級指導学級において、社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。
- 市内小・中学校特別支援学級、村山特別支援学校の児童・生徒が制作した作品を展示する「伸びゆく子供展」の開催や「副籍制度」の活用など、地域や特別支援学級との交流を活発化して、児童・生徒・市民との相互理解により地域との絆を一層深められるよう支援していきます。

主要施策・主要事業名	概 要	事業担当課
第五次特別支援教育推進計画の推進	特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行うため、第五次特別支援教育推進計画に基づき、市立学校の特別支援教育を一層推進します。	教育指導課
介助員・特別支援教育支援員の配置	学校生活を営む上で特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒が在学する学校に、必要に応じて配置される「特別支援教育支援員」のほか、特別支援学級に「介助員」を配置します。	教育指導課
巡回相談員の配置	各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター、保護者等に適切な助言を行います。	教育指導課
特別支援教育研修の充実	特別支援教育研修会を実施するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施します。	教育指導課
就学支援シートの作成・活用	保育所・幼稚園等における子供たちの様子を小学校等に引き継ぎ、就学後の子供の学校生活をより豊かで適切なものとしていくため、就学支援シートの活用を推進します。	教育指導課
学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用	障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用します。また、続く学年、学校に引き継ぎ、適切な支援を行います。	教育指導課
交流及び共同学習の推進	特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害のあるなしにかかわらず、共に支え合って生きようとする態度を育みます。	教育指導課
個別学習室における個別指導の推進	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、自校における個別学習室等で社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。	教育指導課
通級指導学級における指導の充実	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、通級指導学級において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。	教育指導課
地域や特別支援学級との交流の推進	学校・地域行事等の様々な相互交流を通して、地域との連携の充実を図ります。	教育指導課

具体的施策⑮ 不登校への対応・適応指導の充実

- 児童・生徒及び保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の充実を図ります。
- 各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談室相談員や福祉・医療機関等の関係諸機関と連携しながら、児童・生徒一人一人の状況に合わせた取組や地域の実情に合った柔軟な取組の充実を図るとともに、学校だけでは対応が困難な事例などに対応します。
- 不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
適応指導教室の充実	不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室の充実を図ります。	教育指導課
スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置します。	教育指導課
スクールソーシャルワーカーの派遣	学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じたり、他の関係機関との連携を推進したりするために、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図ります。	教育指導課
「不登校カルテ」の作成と情報連携	不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図ります。	教育指導課

具体的施策⑯ 学校における教育相談体制の整備

- 不登校児童・生徒などへの対応を図るため、教育相談研修を実施するとともに、全ての教職員による校内教育相談体制を整備します。
- 教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行います。
- 全ての教員が、児童・生徒や保護者に対応して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立します。
- 教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修会などを行います。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育相談体制の充実	教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行います。	教育指導課
学校教育相談体制の確立	全ての教員が、児童・生徒や保護者に対応して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立します。	教育指導課
教育相談研修会の実施	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修会を実施します。	教育指導課

基本施策（6）「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進

具体的施策⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進

- 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質（「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」）の育成と関連付けて発展させてきた活動又はこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、児童・生徒の実態等に鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を今後は「学校2020レガシー」として展開します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
「学校2020レガシー」の構築に向けた取組	オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校2020レガシー」として展開します。	教育指導課



ボッチャ体験（雷塚小学校）

令和8年度の数値目標

【基本方針 1 生きる力を育む教育の推進】

指標名	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和8年度)
学力・学習状況調査（市調査）の国語の市平均正答率と全国平均正答率との相対比率	(※1) 92.9%	100%
高校進学に際して第一志望校へ合格する割合	88.6%	89.0%
小・中学校図書館における貸出冊数	児童・生徒1人当たり 28.89冊/年 (※2 34.75冊/年)	児童・生徒1人当たり 40冊/年
東京都統一体力テストにおける小学校5年生のシャトルランの平均値（回数）	(※1) 男子45.8回 女子37.2回	男子49回 女子39回
東京都統一体力テストにおける中学校2年生の持久走（男子1,500m、女子1,000m）の平均値（秒）	(※1) 男子391.7秒 女子291.4秒	男子390秒 女子288秒
中学校3年生の英語検定受験率	39.2%	60.0%
巡回相談の実施回数	16回/年	40回/年
通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒の割合	4.2%	6.5%
市立小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の整備	検討	整備
不登校児童・生徒への教育相談等支援率	60.5%	80.0%

(※1) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業により実施していないため、令和元年度の数値である。

(※2) 令和2年度の現状値については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることから、令和元年度末の数値を併記している。

基本方針 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校教育が一層効果的に行われるようにするためには、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に本市の地域特性を生かして、連携・協働体制を強化する必要があります。

そのため、学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、コミュニティ・スクールなどによる開かれた学校づくりを推進するとともに、豊かな人間性を育てるため、学校を核に保護者や地域住民が連携した地域ぐるみの教育システムの構築を推進します。

また、学校・家庭及び地域が連携・協働を強化する中で、地域全体で児童・生徒を育てる仕組みを充実させ、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校の活性化を図ります。

基本施策（1）開かれた学校づくりの推進

具体的施策⑩ コミュニティ・スクールの充実【重点】

- 保護者や地域住民などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を充実させ、学校・家庭及び地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進します。
- 学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せ持つ組織として運営していきます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
コミュニティ・スクールの充実	コミュニティ・スクールとしての特色を生かした学校運営を推進し、中学校区を中心に、地域と学校が連携した児童・生徒の育成を一層充実させます。	教育指導課



学校運営協議会（第五中学校）

具体的施策⑱ 学校公開等の実施

- 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校における学校公開を実施し、児童・生徒の学習状況などを公開します。
- 学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表します。
- 小・中学校における道徳科の時間の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育みます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校公開等の実施	保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施します。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していきます。	教育指導課
保護者・地域への授業公開	各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行います。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施します。	教育指導課
道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。	教育指導課

具体的施策⑳ 広報の充実

- 学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に努めます。
- 学校だよりや一斉配信メールにより、各校の教育情報を迅速・的確に発信します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校ホームページの充実	学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に努めます。	教育総務課
一斉配信メールの実施	教育情報を迅速かつ的確に家庭へ提供し、学校と家庭の円滑な連絡体制を構築します。	教育総務課

基本施策（２）学校・家庭・地域の協働体制の構築

具体的施策⑳ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進

- 就学後の子供が安心して過ごすことができる居場所として、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進めます。
- 児童が放課後も適切な遊びや安全で安心な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」の適切な運営に努めます。
- 学童クラブと放課後子供教室を一体型にすることにより学童クラブの児童を含めた全ての児童を対象として、充実した学習・体験プログラムを提供します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
放課後子供教室の充実	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。	文化振興課
一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営	学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努めます。	文化振興課 子ども青少年課

具体的施策㉑ 家庭教育の支援【重点】

- 学力の向上には、学校での学習指導とともに、家庭において基本的な学習習慣・生活習慣を身に付けさせることが重要です。
- 家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。
- 「レッツ・チャレンジ」などの啓発パンフレットなどを用いて、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な学習習慣、生活習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
家庭教育講座の実施	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。	文化振興課
家庭教育の啓発資料の配布	家庭教育を支援するため、「レッツ・チャレンジ」等の啓発パンフレットなどを基に、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布します。	教育指導課

具体的施策⑳ カリキュラム・マネジメントの推進

- 学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、学校の教育目標や目指す子供像などを、家庭・地域と共有しながら、教育活動の質の向上を目指します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
カリキュラム・マネジメントの推進	学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図ります。	教育指導課

具体的施策㉑ 児童・生徒の安全確保【重点】

- 頻発する交通事故や犯罪による被害、新型コロナウイルス感染症の拡大、自然災害への脅威など、子供たちの周りには危険が多くあることから、家庭、地域ボランティア及び関係機関と連携し、児童・生徒の安全確保に努めることが重要です。
- 地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートするなど、登下校時等における安全見守りを徹底します。
- 防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や子供の見守り活動を補完する防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保します。
- 児童・生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底します。
- 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。
- 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、セーフティ教室を開催します。
- 児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所として確保します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
登下校時の安全見守りの推進	登下校時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図ります。	教育総務課
子ども安全ボランティア活動の推進	登下校時の見守り活動等、児童の安全確保のために、地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートし、活動の推進を図ります。	教育総務課
防犯パトロールの推進	犯罪の発生を未然に防止するため、関係各課と協力を図り、地域パトロールカーによる巡回パトロールを実施し、防犯パトロールの強化に努めます。	防災安全課 教育総務課 関係各課
小学校通学路防犯カメラの設置	犯罪が発生しにくい環境づくりを目指して、小学校の通学路に防犯カメラを設置し、地域の見守り活動を活性化させます。	教育総務課

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校施設の安全点検の徹底	学校施設の安全点検を徹底するとともに、施設設備の危険箇所の早期発見・早期対応を図り、児童・生徒の安全を確保します。	教育総務課
保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。	教育指導課
セーフティ教室の開催【再掲】	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催します。	教育指導課
子ども110番ハウス事業の充実	登下校時に不審者に声をかけられたり、つきまといわれたりした場合に逃げ込んで助けを求める緊急避難所を確保します。	教育総務課



安全見守り（第八小学校）

令和8年度の数値目標

【基本方針 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

指標名	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和8年度)
子ども安全ボランティアの登録者数	275 人	400 人
放課後子供教室の実施箇所数	7 か所	9 か所
一体型の運営を行う学童クラブ及び放課後子供教室の設置数	5 か所	6 か所

基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を通じた系統的・継続的な指導を全校で行うとともに、地域の特色を生かしながら、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。

義務教育9年間を通し、児童・生徒の「生きる力」を育む教育の質的向上を目指し、校内におけるOJTや各職層に応じた研修等の充実・強化を図り、教職員の質と指導力の向上を図るとともに、教員の負担軽減を図り、教員の職の魅力を高めることなど、教員の「働き方改革」の推進にも努めます。

また、学校評価等の実施により、教育活動や学校運営の成果を公表するとともに、評価結果をその後の学校運営の改善に結び付け、保護者及び地域などから信頼される学校づくりを進めます。

今後も、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の整備・改修を進めるとともに、児童・生徒の学びを支える学習環境を確保するため、学習指導要領に対応した教育機器や機材など、教育環境の整備を推進します。

さらに、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させます。

一方、教育活動の効果を高めるための環境を整備するため、児童・生徒数の動向や地域の実情などを考慮しながら、学校規模の適正化を推進します。

その他、教職員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校の校内研究を支援します。

基本施策（1）特色ある学校づくりの推進

具体的施策② 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】

- 本市では、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3つの型の小中一貫教育を推進し、本市の子供を自立した一人の人間にすることを目的に「知的能力」、「対人関係力」、「自己制御力」の3つを柱とした「人間力」の育成を目指しています。
- 小中一貫教育検証委員会による検証結果では、小中一貫教育の成果については、「児童・生徒の主体性の伸長」、「他者意識、相手を思いやる気持ちの醸成」、「生活指導上の課題の減少」、「キャリア教育の充実」、「児童・生徒の不安の軽減」、「小・中学校教員の連携・信頼関係の構築」などが挙げられ、課題については、「小中一貫教育の広報と市民の理解」、「小中一貫教育の立地条件等による限界」、「学力の向上」などが挙げられています。
- 今後も育成に当たっては、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「志をもって取り組む態度の育成」、「中1ギャップ支援」、「教師力の向上」の5つのプロジェクトの下、中学校区ごとに取組を推進します。

- 各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、児童・生徒へのきめ細やかな支援と本市の地域特性に適した小中一貫教育・小中連携教育を推進します。
- 小中一貫教育・小中連携教育推進の象徴ともいえる、「小中一貫教育の日」では、校区ごとに実態に即したテーマを設定し、小・中学校の教員が、「目指す児童・生徒像」の実現に向けた研究や研修を積み重ね、児童・生徒の人間力育成の確実な実現に努めます。
- 市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。
- 校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所、小学校及び中学校の連携を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進	各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、小中一貫教育・小中連携教育を推進します。	教育指導課
「小中一貫教育の日」の実施	毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。	教育指導課
市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発	市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。	教育指導課
幼保小中連携の推進	幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決します。	教育指導課 子ども子育て支援課 子ども青少年課



運動会での交流（村山学園）



小中一貫教育の日（大南学園第七小学校）

具体的施策②⑥ 一校一研究の推進

- 子供たちが、授業や全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるようにするとともに、教職員の質の向上及び学校全体の質の向上を目指すため、国、東京都又は市などの指定校、推進校又は奨励校等の指定を受け、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
校内研究の推進	文部科学省、東京都教育委員会、武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進します。	教育指導課



校内研究（大南学園第四中学校）

具体的施策⑳ 部活動等の充実

- 中学校の部活動を充実させるため、生徒の部活動加入を促進するとともに、中学校部活動に地域の方を外部指導員として派遣し、部活動の活性化を図ります。
- 運動部部活動のうち、中学校1校につき1団体に専門性の高い外部指導員を派遣し、技術面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図るとともに、教員の異動によって部活動の継続性が損なわれないよう調整に努めます。
- 全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費の補助を行うなど、保護者の負担を軽減します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
中学校における生徒の部活動加入の促進	各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにします。	教育指導課
部活動外部指導員の派遣	中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図ります。	教育指導課
部活動支援事業の実施	市内全中学校の運動部部活動のうち、1校につき1団体に外部指導員を派遣し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることを目的に実施します。	教育指導課
全国・関東大会出場時の支援	全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費等の補助を行い、保護者の負担を軽減します。	教育指導課



部活動（第三中学校）

基本施策（２）教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進

具体的施策⑳ 教職員研修・研究の充実

- 教職員の質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施します。
- 校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。
- 教職員の能力開発や指導力の向上のため、各種教職員研修の実施教職員が相互に授業実践について協議できるよう、各中学校区で授業実践を行う「小中一貫教育の日」を設定するとともに、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図ります。
- 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
指導力向上に向けた各種教職員研修の実施	教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施します。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。	教育指導課
校内研修の推進	校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。	教育指導課
「小中一貫教育の日」の実施【再掲】	毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。	教育指導課
小中学校教育研究会への支援の充実	小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図ります。	教育指導課



教職員研修

具体的施策⑳ 授業改善の推進【重点】

- 毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指します。
- 東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招き、授業改善についての具体的な指導を受ける機会を設定します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
授業改善推進プランの作成・活用【再掲】	国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。	教育指導課

具体的施策㉑ 教員の「働き方改革」の推進【重点】

- 業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施するなど、教員の負担軽減を図ることや、教員の長時間労働の改善に努め、教育の質の向上を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
校務支援システムの活用	全校に導入している校務支援システムを活用し、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を図ります。	教育総務課
教員の「働き方改革」の推進	教員の在校時間や校務の状況を適宜把握し、その改善を図りながら、教員の「働き方改革」を推進します。	教育指導課

基本施策（３）学校経営力の充実

具体的施策③① 人材育成の推進

- 教職員の質・能力を向上させるため、東京都教員人材育成基本方針及びOJTガイドラインを踏まえ、OJT実施体制、実施方法などを確立し、各校において、校内研修を中心に、日常的な職務を通しての人材育成を推進します。
- 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行います。
- 法定研修以外に、トレーナースタディ（7年次）、リーダースタディ（9年次）、管理職向け研修を実施し、市全体として計画的な人材育成を推進します。
- OJTの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映していきます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
OJTの推進	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進します。	教育指導課
主幹教諭及び主任教諭の育成・活用	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図ります。また、将来の教育管理職候補者の育成を行います。	教育指導課
人事考課制度を活用した人材育成の推進	自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能力開発に役立てます。	教育指導課

具体的施策⑫ 学校評価の充実【重点】

- 各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図ります。
- 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かすとともに、評価結果等については、広く保護者等に公表します。
- 学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるため、学校運営協議会を活用するとともに、評価結果を公表し、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。
- 教育活動が組織的かつ機能的に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、PDCAサイクルを確立し、教育活動の改善に取り組みます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校経営方針の作成・推進	各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図ります。	教育指導課
学校評価による経営改善の推進	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かします。また、評価結果等については、広く保護者等に公表します。	教育指導課
学校運営協議会の活用	学校運営の改善に向け、学校運営協議会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、評価結果を公表することにより、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。	教育指導課
PDCAサイクルの徹底	学校評価を踏まえたPDCAサイクルを徹底し、教職員、児童・生徒、保護者及び地域が学校教育目標の達成に向けて関わりを深めながら教育活動の改善に取り組みます。	教育指導課

基本施策（４）学校教育環境の充実

具体的施策③ 学校施設・設備の整備【重点】

- 児童・生徒の安全確保や災害時の避難所としての機能を高めるため、「学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進します。
- 児童・生徒の教育環境を良好に保つため、学校施設の建具・外装・内装、屋上防水、放送設備、トイレ設備や校庭の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図ります。
- 令和２年度をもって各教室、屋内運動場に無線LANを整備し、普通教室には高速ネットワーク環境の整備が完了しましたが、引き続き、新たな教育内容の変化などに対応した施設の整備を行います。
- 情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進します。
- 大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があることから、待機時に必要な水や食料等を備蓄します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校施設長寿命化計画に基づく施設整備	学校施設を長く健全に使用するため、点検により劣化状況を的確に把握し、予防保全を行います。また、中長期的な観点から、改修・建替え等の費用の低減を図るために、重要部位の計画的改修を推進し、長寿命化を図ります。	教育総務課
学校施設(校舎・体育館、プール等)・設備の改修	学校施設の建具・外装・内装、屋上防水、放送設備、トイレ設備や校庭の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図ります。	教育総務課
校庭芝生の活用	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進します。また、各校で組織されているグリーンサポーターの協力の下、適切な維持管理に努めます。	教育総務課
災害対策用備蓄物資の備蓄	大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があるため、災害対策用の物資を備蓄します。	教育総務課



地域ボランティアによる芝生整備（第一中学校）

具体的施策③④ 教育機器・教材の整備

- 学習指導要領に基づき、教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境を確保する必要があることから、授業などで使用する教育機器・教材の整備を行います。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育機器・教材等の整備	学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行います。	教育総務課

具体的施策③⑤ 学校ICT環境の整備【重点】

- GIGAスクール構想に係る1人1台端末などの教育用コンピュータなどの教育情報機器やネットワーク環境を計画的に整備し、ICTを活用した分かる授業を通じて児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促します。
- インターネットを介した児童・生徒との個別のやり取りや、端末を活用した学級内での意見集約など、授業における指導スキルを向上させるだけではなく、学校での校務における活用スキルの向上にも努めます。
- 教員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに、情報の共有化、校務の効率化、セキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの適切な運用を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備	ICTを活用した分かる授業を推進し、児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促すため、教育用及び児童・生徒用コンピュータを整備します。さらに、授業等におけるICT活用を円滑に進める環境づくりとして、教員のICT活用を支援するICT支援員を計画的に配置し、サポート体制の構築を図ります。	教育総務課
校務用コンピュータの整備	教員1人1台の校務用コンピュータ、周辺機器等を計画的に更新し、校務の効率化を推進します。	教育総務課
校務支援システムの活用【再掲】	全校に導入している校務支援システムを活用し、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を図ります。	教育総務課
デジタル教科書の活用	デジタル教科書実証モデル事業を通して、成果と課題を分析し、効果的な活用の在り方を検討していきます。	教育指導課



タブレット端末保管庫

具体的施策⑳ 学校規模適正化の推進【重点】

- 児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、通学環境や地域の実情などを考慮しながら、学校の適正配置を進めるとともに、各学校の児童・生徒数の推移などに注視しながら、学校規模の適正化を図ります。
- 児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、国における学級編成の標準の引下げを受け、小学校全学年で35人の学級編成を進めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校規模等適正化基本方針の改定	児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定します。	教育総務課
少人数学級編成への対応	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図ります。	教育総務課

具体的施策㉑ 通学区域と中学校学校選択制の推進

- 通学区域については、平成20年度の「学校規模等適正化基本方針」に基づき、一部見直しを行いました。今後も教育活動の効果を高めるため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を考慮しながら、柔軟に対応します。
- 区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。
- 中学校学校選択制については、引き続き実施し、教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを一層推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
通学区域の再編	教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討します。	教育総務課
中学校学校選択制の実施	教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを推進するため、引き続き中学校学校選択制を実施します。	教育総務課

具体的施策⑳ 学校給食の充実【重点】

- 食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に活用し、安全・安心な学校給食の提供を行います。
- 学校給食費については、負担の公平性の観点からも、収納率の更なる向上を目指します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
学校給食の充実	児童・生徒が食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化、適正な食生活等への理解を深めます。また、食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に導入し、安全・安心な給食の提供を行います。	学校給食課
学校給食費会計の公平化・公正化	学校給食費会計の負担の公平化・公正化を図るため、学校との連携を図りながら学校給食費未納者への個別訪問徴収や電話催告等を強化し、収納率の向上を図ります。	学校給食課



学校給食（第三小学校）

具体的施策⑳ （仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託【重点】

- 老朽化した市立学校給食センターについては、これに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備し、その開設に併せて小学校学校給食調理等業務を民間に委託します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
（仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託	老朽化した学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備し、併せて小学校学校給食調理等業務を民間に委託します。	学校給食課

具体的施策㉑ 経済的支援の実施

- 経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として、学校給食費や学用品費などの教育費の一部を援助します。
- 次代を担う意欲のある人材を育成するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、奨学金制度を実施し、教育の機会均等を確保します。また、今後の在り方について検討していきます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
就学援助の実施	義務教育を受ける中で、誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行います。	教育総務課
奨学金制度の実施	経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を実施します。また、今後の在り方について検討していきます。	教育総務課

令和8年度の数値目標

【基本方針 3 教育の質の向上と教育環境の整備】

指標名	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和8年度)
放送設備改修実施校数	9校	14校
学校給食における地元産野菜・果物の使用品目数	19品目	19品目
学校給食における地元産野菜・果物の使用量	児童・生徒1人当たり 4.8kg/年	児童・生徒1人当たり 4.8kg/年

基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では市民の価値観の変化や多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会を提供しています。

今後も、市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）をはじめとした生涯学習施設などの充実や活用の啓発、学習相談の充実を図り、生きがい・ふれあいを育む生涯学習を推進します。

また、市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

さらに、市民の大切な財産として文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上と地域の伝統的な文化を子供たちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

基本施策（１）生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進

具体的施策④① 生涯学習の推進【重点】

- 郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、「第五次生涯学習推進計画」を踏まえ、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援するとともに、市民の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実を図ります。
- 市民が培った知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。
- 学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。また、青少年リーダーの養成とともに、青少年リーダーの能力を地域づくりに生かす仕組みを検討します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
第五次生涯学習推進計画の推進	第五次生涯学習推進計画を踏まえ、市民の生涯学習を支援します。	文化振興課
指導者の育成と人材の活用	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図ります。	文化振興課
青少年リーダーの養成	小学校１年生から中学校３年生までを対象に、青少年教室を通じてリーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場の提供を行います。	文化振興課

具体的施策④② 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】

- 生涯学習活動を振興する出前講座や各種講座の内容を充実し、市民の利用促進に努めるとともに、環境・福祉・教育・文化・芸術・まちづくりなど、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の充実に努めます。
- 生涯学習活動の成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催については、教育・文化・福祉・産業・観光など、関係機関や施設との連携により検討します。
- 各種団体の生涯学習活動情報を提供するとともに、自主的な学習活動を行う市民グループや団体に対して、学習内容、指導者の派遣、活動場所等運営に関する情報提供の充実を図るとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる公共施設予約システムを運用し、生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
出前講座の充実	市民の生涯学習活動を振興し、市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員等が出向く、出前講座を行う機会の充実を図ります。	文化振興課
生涯学習講座の充実	市民の生活課題や今日的課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催します。	文化振興課
生涯学習情報提供システムの整備	公共施設予約システムで生涯学習関連情報や出前講座等の情報を提供するとともに、キャッシュレス決済など、利便性の向上に努めます。	文化振興課

具体的施策④③ 生涯学習施設・設備の整備

- 音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行います。
- 小・中学校を地域の学習、スポーツ、文化活動の場として開放し、地域社会と子供たちが学び合うコミュニティを形成します。
- 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、「(仮称)生涯学習センター」の整備について検討を進めます。
- 市民会館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
市民会館の整備	音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行います。	文化振興課
学習等供用施設の整備	市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行います。	文化振興課
(仮称)生涯学習センター整備の検討	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「(仮称)生涯学習センター」の整備の検討を進めます。	文化振興課 図書館 企画政策課
市民会館の適正な管理運営	市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努めます。	文化振興課

具体的施策④ 図書館運営の充実【重点】

- 読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。
- 子供の読書活動の重要性に鑑み、子供が自主的な読書活動を行うことができるよう、「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業、おはなしの会等の充実を図るほか、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、子供読書活動に関する施策を推進します。
- 図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化・高度化することが予測されることから、市内の各図書館のネットワークを一層強化し、市民の利便性の向上に努めるとともに、図書館資料の整備・充実を図ります。
- 近隣市町と連携し、図書館の相互利用を引き続き実施します。また、人の集まる施設（市役所やショッピングモール等）への返却ボックス設置等を検討します。
- 場所や時間にとらわれずに、インターネットを通じて電子書籍の検索・貸出・返却・閲覧が可能な電子図書の導入を進めます。

主要施策・主要事業名	概 要	事業担当課
第四次子供読書活動推進計画の推進	子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、読書活動の推進を図ります。	図書館
図書館の整備	市民にとって身近な学習施設になるよう、図書館の快適な利用に向けた整備を行います。	図書館
近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施	近隣市町との図書館相互利用を引き続き実施します。	図書館
学校図書館との連携	学校図書館へ授業等で必要な資料の団体貸出等を行うとともに、学校図書館の司書教諭及び学校司書と学校図書館活用推進協議会等で連携を図ります。	図書館
電子図書の導入	市民の利便性を向上させるため、電子図書の導入を進めます。	図書館

基本施策（２）スポーツ・レクリエーション活動の推進

具体的施策④⑤ スポーツの推進【重点】

- 市民が生涯を通じてスポーツを愛し親しむことで、健康で豊かな心とからだを育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成26年10月5日に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行い、市民のスポーツ参加への意識の醸成とスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めてきましたが、今後もより一層の推進に努めます。
- 平成27年7月にはスポーツ少年団を設立し、スポーツを通じた青少年の指導者育成や健全育成の充実にも努めています。
- 地域の特性や、市民の要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の活性化に向け、「第二次スポーツ推進計画」に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進します。
- 地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携・協力を図ります。
- 地域の特性や、市民の要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の活性化に向け、地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援し、「いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも」気軽に楽しめる地域コミュニティの場を展開し、安定したスポーツ活動と交流が行えるよう、スポーツ文化の構築に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
第二次スポーツ推進計画の推進	第二次スポーツ推進計画に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進します。	スポーツ振興課
地域スポーツの振興	地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員等との連携・協力を図り、地域スポーツの振興に努めます。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの運営支援	いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援します。	スポーツ振興課



スポーツ都市宣言記念事業

具体的施策④⑥ スポーツ施設・設備の整備

- 競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めるとともに、公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性の向上を図ります。
- 総合体育館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。
- 日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。
- 学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に広く開放し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、必要な設備の充実に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
総合運動公園の整備	競技スポーツなど市民の高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。	スポーツ振興課
総合体育館の適正な管理運営	総合体育館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努めます。	スポーツ振興課
体育施設の整備・充実	体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
校庭・屋内運動場開放の推進	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの推進を図るとともに、小学校校庭を在学児童の遊び場として開放します。	スポーツ振興課

基本施策（3）郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用

具体的施策④⑦ 文化財の調査、保護・活用【重点】

- 市内に所在する各種文化財等を中心に総合調査を実施し、その種別、分布状況など文化財としての位置付けを明らかにするとともに、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。
- 収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、文化財保護審議会などの意見を尊重し、文化財の保護及び活用を図り、各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。
- 郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、設立された市民団体等との連携や交流の促進に努めます。
- 歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、市民の財産として文化財の適正な収集・管理及び文化財の保護、保存に努めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
文化財の調査・研究	市内に所在する各種文化財等の総合調査（研究）を実施し、その種別、内容、分布を把握し、文化財として位置付けていく調査・研究に努めます。	文化振興課
文化財の保護の充実	文化財保護審議会からの市指定文化財としての答申内容を踏まえ、市文化財の指定を行うことにより文化財の保護の充実に努めます。	文化振興課
関係団体・人材の育成	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、文化財保護活動に参加するボランティア及びボランティア組織の育成や交流の促進に努めます。	文化振興課
歴史民俗資料館の運営の充実	来館者の学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館及び分館の適切な運営に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理の充実に努めます。	文化振興課



体験教室

令和8年度の数値目標

【基本方針 4 自己実現を目指す生涯学習の推進】

指標名	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和8年度)
出前講座の講座数	67 講座	70 講座
市民会館の利用者数	48,969 人/年 (※2 177,200 人/年)	205,000 人/年
公民館講座の定員に対する受講割合	74.3%	90.0%
おはなしの会の開催回数	42 回/年 (※2 108 回/年)	132 回/年
市内図書館の図書貸出冊数	市民1人当たり 3.1 冊/年 (※2 4.2 冊/年)	市民1人当たり 4.4 冊/年
図書館利用の有効登録者数	12,655 人	13,500 人
図書リクエスト受付件数	47,823 件/年 (※2 60,886 件/年)	64,000 件/年
郷土・行政資料の所蔵数	3,640 冊	4,100 冊
総合型地域スポーツクラブ会員数	143 人	405 人
スポーツ少年団登録団体数	2 団体	7 団体
市指定文化財の数	23 件	25 件
歴史民俗資料館の利用者数	5,481 人/年 (※2 7,931 人/年)	12,000 人/年
歴史散策コースマップ販売冊数 (※3)	—	180 冊

(※2) 令和2年度の現状値については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることから、令和元年度末の数値を併記している。

(※3) 令和3年度販売開始

基本方針5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する公共施設の総延床面積は、令和3年3月末現在、152,397.17㎡で、そのうち、学校教育系施設の延床面積の合計は93,116.73㎡となっており、全体の半数以上となる61.1%を占めています。また、社会教育・文化施設についても、全体の12.9%を占めています。このことから、市が保有する財産を最大限活用する上で、教育財産の有効活用は大変重要な要素となっていることがうかがえます。

教育財産の有効活用については、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、余裕教室の活用や校庭・屋内運動場の開放、長寿命化対策など、多様な視点に立って積極的な活用を推進します。

基本施策 教育財産の有効活用の推進

具体的施策④⑧ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用

- 小学校の余裕教室を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進することにより、今後の児童・生徒数の推移を見通しながら、教育財産の有効な活用を図ります。
- 就学後の子供が安心して過ごすことができる居場所として、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
放課後子供教室の充実 【再掲】	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。	文化振興課
新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用	学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努め、教育財産の有効な活用を図ります。	文化振興課 子ども青少年課

具体的施策④⑨ 校庭・屋内運動場開放の推進

- 地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
小学校校庭遊び場開放	開放管理員を配置して事故防止に努めながら、在学する児童を対象に放課後の小学校の校庭を遊び場として開放します。	スポーツ振興課
学校体育施設開放	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図ります。	スポーツ振興課

具体的施策⑤⑩ 生涯学習施設・設備の整備

- 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「(仮称)生涯学習センター」の整備について検討を進めます。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
(仮称)生涯学習センター一整備の検討【再掲】	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「(仮称)生涯学習センター」の整備の検討を進めます。	文化振興課 図書館 企画政策課

令和8年度の数値目標

【基本方針 5 教育財産の有効活用の推進】

指標名	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和8年度)
放課後子供教室の実施箇所数【再掲】	7か所	9か所
一体型の運営を行う学童クラブ及び放課後子供教室の設置数【再掲】	5か所	6か所

第4章 組織の総合力を生かした教育行政の推進

教育委員会と関係機関との連携

多様化する教育課題に対応するため、教育委員会だけではなく、市長部局等との横の連携を強化するとともに、教育に関係する様々な組織との関係性を密にし、武蔵村山市全体の組織の総合力を生かした教育行政を推進していきます。

(1) 教育委員会と関係機関との連携強化

① 教育委員会と市長部局等との連携

- 市長部局等で実施されている様々な事業等について、教育委員会として積極的に把握するとともに、学校との協働事業につなげていくため、教育委員会と市長部局等との連携システムの構築について検討します。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4で規定され実施している「総合教育会議」において、市長と教育委員会で相互に連携を図り、より一層市民の意見を反映した教育行政を推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育委員会と市長部局等との連携	教育委員会と市長部局等が連携し、各校の学校経営方針を尊重しながら、市長部局等が提案する事業等に積極的に関わることができるようにします。	教育総務課 教育指導課 関係各課
総合教育会議の実施	総合教育会議での協議・調整事項は①教育大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置となっています。また、会議を公開するとともに会議録等を引き続きホームページに公表します。	企画政策課 教育総務課

② 関係機関との連携

- 学校教育の充実や生涯学習の推進に向けて、子育て支援施策や防災・防犯施策などにおいて、関連する市長部局等と連携して、各種事業に取り組んでいくとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、各種団体との連携を強化します。
- 市長部局等における教育に関連した個別計画等との連携を図り、教育委員会における施策の方向性を確認し、整合性を図ります。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
市長部局等が所管する各講座の受講	市長部局等が実施している教育関連事業を学校教育に生かすため、学校経営方針の下、各学校単位で積極的に講座を受講し、市長部局等との連携を深めます。	関係各課
児童生徒等に関連する各事業の連携	子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校と学童クラブの情報共有、通学路合同点検による危険箇所等の改善、防犯パトロールによる見守り強化などについて、関係機関が連携を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。	関係各課

(2) 開かれた教育委員会

③ 教育委員会会議の透明化

- 市民に開かれた教育委員会会議を目指し、会議を公開し、積極的に情報発信することで、学校・地域・家庭・市民から一層の信頼を得られるように努めるとともに、積極的に情報発信することにより、関係機関との連絡を円滑に推進します。

主要施策・主要事業名	概要	事業担当課
教育委員会会議の充実	教育委員会会議を公開するとともに、会議録等を引き続きホームページに公表します。	教育総務課 教育部各課

関連資料

1 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年12月10日
教育委員会教育長訓令第23号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、教育振興基本計画の原案を作成し、その結果を武蔵村山市教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員17人をもって組織する。

2 委員は、教育長、企画財政部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども青少年課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育総務課教育施設担当課長、同部教育指導課指導・教育センター担当課長、同部学校給食課長、同部学校給食課防災食育センター整備担当課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は教育長の職にある委員を、副委員長は教育部長の職にある委員をもって充てる。
3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 策定委員会に、教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査研究させるため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部員で組織する。

- (1) 学校教育部会 8人
- (2) 生涯学習部会 7人

3 前項第1号に掲げる部会の部員は、教育部教育指導課指導・教育センター担当課長及び同部教育総務課教育施設担当課長並びに子ども家庭部子ども青少年課、同部子ども子育て支援課、教育部教育総務課、同部教育総務課教育施設担当、同部教育指導課及び同部学校給食課に所属する係長の職にある職員のうちから当該課の長が指名する各1人の者をもって充てる。

4 第2項第2号に掲げる部会の部員は、教育部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長並びに企画財政部企画政策課、教育部スポーツ振興課及び同部図書館に所属する係長の職にある職員のうちから当該課の長が指名する各1人の者並びに教育部文化振興課に所属する係長の職にある職員のうちから当該課の長が指名する2人の者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置く。

2 前条第2項第1号に掲げる部会の部会長は、教育部教育指導課指導・教育センター担当課長の職にある委員を、副部会長は、同部教育総務課教育施設担当課長の職にある委員をもって充てる。

3 前条第2項第2号に掲げる部会の部会長は、教育部文化振興課長の職にある委員を、副部会長は、同部スポーツ振興課長の職にある委員をもって充てる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

(報告)

第9条 部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第10条 策定委員会及び部会は、必要に応じて関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

2 委員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

(策定委員会及び部会の庶務)

第11条 策定委員会及び部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

2 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
委 員 長	池 谷 光 二	教育長	
副 委 員 長	諸 星 裕	教育部長	令和3年7月1日～
	神 子 武 己		～令和3年6月30日
委 員	神 子 武 己	企画財政部長	令和3年7月1日～
	神 山 幸 男		～令和3年6月30日
委 員	高 橋 良 友	学校教育担当部長	
委 員	石 川 篤	防災安全課長	
委 員	湊 祥 子	協働推進課長	
委 員	持 田 文 吾	健康推進課長	令和3年12月10日～
	小 野 暢 路		令和3年4月1日～ 令和3年12月9日
	川 口 涉		～令和3年3月31日
委 員	佐 藤 哲 郎	子ども青少年課長	
委 員	児 玉 眞 一	児童担当課長	
委 員	高 橋 一 磨	子ども子育て支援課長	令和3年12月10日～
	木 村 朋 子		～令和3年12月9日
委 員	櫻 井 謙 次	教育施設担当課長	
委 員	赤 坂 弘 樹	指導・教育センター担当課長	
委 員	長 谷 慶 一	学校給食課長	
委 員	矢 野 喜 之	防災食育センター整備担当課長	
委 員	西 原 陽	文化振興課長	令和3年12月10日～
	高 橋 一 磨		～令和3年12月9日
委 員	西 原 陽	スポーツ振興課長	
委 員	藤 本 昭 彦	図書館長	令和3年4月1日～
	三 條 博 美		～令和3年3月31日

3 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会学校教育部会部員名簿

区分	氏名	職名	備考
部会長	赤坂弘樹	指導・教育センター担当課長	
副部会長	櫻井謙次	教育施設担当課長	
部員	内野芳和	子ども青少年課係長	令和3年4月1日～
	里見和行		～令和3年3月31日
部員	藤木聡美	子ども子育て支援課係長	令和3年4月1日～
	深須麻美子		～令和3年3月31日
部員	神澤 恵	教育総務課係長	令和3年4月1日～
	住谷和宏		～令和3年3月31日
部員	金谷典明	教育総務課教育施設係長	
部員	菅谷洋介	教育指導課係長	
部員	比留間 道	学校給食課係長	

4 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会生涯学習部会部員名簿

区分	氏名	職名	備考
部会長	高橋 一磨	文化振興課長	
副部会長	西原 陽	スポーツ振興課長	
部員	照屋 裕至	企画政策課係長	令和3年4月1日～
	加藤 幸代		～令和3年3月31日
部員	一色 浩	文化振興課係長	
部員	矢口 雅成	文化振興課係長	令和3年4月1日～
	内野 正利		～令和3年3月31日
部員	鳥海 純子	スポーツ振興課係長	
部員	荻野 隆行	図書館係長	

5 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

令和2年11月27日

訓令(乙)第206号

(設置)

第1条 武蔵村山市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「教育大綱」という。)及び教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、教育大綱及び教育振興基本計画の素案の作成に関し必要な事項を検討し、その結果を、大綱に係るものにあつては市長に、教育振興基本計画に係るものにあつては教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員11人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵村山市教育委員会委員 1人
- (3) 武蔵村山市立小学校校長会の代表 1人
- (4) 武蔵村山市立中学校校長会の代表 1人
- (5) 武蔵村山市社会教育委員 1人
- (6) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1人
- (7) 武蔵村山市公民館運営審議会の委員 1人
- (8) 武蔵村山市立小学校のPTAの会長 1人
- (9) 武蔵村山市立中学校のPTAの会長 1人
- (10) 公募による市民 2人

2 委員の任期は、前条の規定による報告をもって満了する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画財政部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

6 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	備 考
座 長	染 谷 由 之	学識経験者	東京聖徳学園教授
副 座 長	大 野 順 布	教育委員会委員	教育長職務代理者
委 員	押 本 純 樹	市立小学校校長会の代表	市立第一小学校統括校長
委 員	島 田 治	市立中学校校長会の代表	市立第一中学校校長
委 員	齊 藤 イト子	社会教育委員	
委 員	川 島 良 夫	スポーツ推進委員	
委 員	小 川 和 男	公民館運営審議会の委員	
委 員	勝 亦 圭 子	市立小学校のPTAの会長	
委 員	羽 鳥 直 美	市立中学校のPTAの会長	
委 員	北 田 智 加	公募による市民	
委 員	久保田 大 資	公募による市民	

※ 敬称略

※ 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱の規定順

7 策定経過

開催期日	会議等の名称・主な内容
令和2年 10月30日	令和2年度第2回総合教育会議 報告事項：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針（案）について
12月22日	<p>第1回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会 報告事項：（1）武蔵村山市教育大綱策定委員会設置要綱について （2）武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱について （3）武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱について （4）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針について</p> <p>第1回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会全体部会（学校教育部会・生涯学習部会の合同開催） 報告事項：（1）武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱について （2）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針について 議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画素案の作成について</p>
令和3年 6月16日～ 6月30日	武蔵村山市教育大綱・第三次教育振興基本計画策定のための学校アンケート調査の実施
6月25日	<p>第2回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会学校教育部会 報告事項：（1）第1回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会全体部会の会議結果について （2）武蔵村山市第二次教育振興基本計画における数値目標の令和元年度末進捗状況調査結果について 議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について</p>
6月28日	<p>第2回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会生涯学習部会 報告事項：（1）第1回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会全体部会の会議結果について （2）武蔵村山市第二次教育振興基本計画における数値目標の令和元年度末進捗状況調査結果について 議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について</p>

開催期日	会議等の名称・主な内容
令和3年 7月28日	<p>第1回武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会</p> <p>報告事項：武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱について</p> <p>議 題：（1）座長及び副座長の選出について （2）武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会に関する運営要領（案）について （3）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について</p>
8月23日	<p>第3回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会学校教育部会</p> <p>報告事項：（1）第2回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員学校教育部会の会議結果について （2）武蔵村山市第二次教育振興基本計画における数値目標の令和2年度末進捗状況調査結果について （3）学校アンケート調査結果について</p> <p>議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について</p>
8月25日	<p>第3回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会生涯学習部会</p> <p>報告事項：（1）第2回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員生涯学習部会の会議結果について （2）武蔵村山市第二次教育振興基本計画における数値目標の令和2年度末進捗状況調査結果について （3）学校アンケート調査結果について</p> <p>議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について</p>
9月13日	<p>第2回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会</p> <p>報告事項：学校アンケート調査結果について</p> <p>議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について</p>
10月 5日	<p>第2回武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会</p> <p>報告事項：（1）第1回武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会の会議結果について （2）学校アンケート調査結果について</p> <p>議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について</p>

開催期日	会議等の名称・主な内容
令和3年 11月1日～ 11月30日	武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）に対する意見公募の実施 意見の件数：1件 武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）に対する市内各小・中学校長の 意見聴取
11月9日	武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会から「武蔵村山市第三次 教育振興基本計画（素案）に係る報告書」受理
12月8日	第3回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会 報告事項：（1）第2回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会の会議結果 について （2）武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）に係る報告書 について （3）武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）に対する意見 公募の結果及び市内各小・中学校長からの意見聴取の結果に ついて 議 題：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（原案）について
12月17日	令和3年度第12回教育委員会定例会 協議事項：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（原案）について
令和4年 1月21日	令和4年度第1回教育委員会定例会 議 案：武蔵村山市第三次教育振興基本計画（原案）について
2月7日	市議会全員協議会での説明
2月25日	令和4年第1回教育委員会臨時会 議 案：武蔵村山市第三次教育振興基本計画について

8 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会（報告）

令和3年11月9日

武蔵村山市教育委員会 様

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会

座長 染谷由之

武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について（報告）

私たちは、武蔵村山市第三次教育振興基本計画の策定に向け、武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）について審議した結果、別紙のとおり本懇談会の意見等を取りまとめましたので、ここに報告いたします。

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会

座長 染谷由之

副座長 大野順布

委員 押本純樹

島田治

齊藤イト子

川島良夫

小川和男

勝亦圭子

羽鳥直美

北田智加

久保田大資

※武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱の規定順

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会（報告）

技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造や雇用環境の変化等が予想される中、持続可能な社会を目指し、「誰一人取り残さない教育」の在り方が問われています。学校教育においては、学力と体力の二極化、いじめ、不登校への対応をはじめとする様々な教育上の問題が顕在化する中で、少人数学級の推進、特別支援教育の推進、学校への信頼の確保、家庭と地域との連携強化など、多様な視点からの取組が求められています。

こうした中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、武蔵村山市総合教育会議の審議を経て、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする市全体の教育等の総合的な施策の方針である新しい「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）」（以下「教育大綱（素案）」という。）が、市長によって策定されました。

そして、この教育大綱（素案）に基づき、「武蔵村山市第三次教育振興基本計画（素案）」（以下「基本計画（素案）」という。）の策定作業が教育委員会によって進められました。

この「基本計画（素案）」では、国や都の関連計画を参酌しつつ、武蔵村山市第五次長期総合計画や教育大綱（素案）との整合を図り、「人と人との絆^{きずな}で未来を拓く^{ひら}学び支え合うまち 武蔵村山」を基本理念として設定し、今後5年間で取り組むべき基本施策等が整理されており、その内容はおおむね妥当と考えます。

しかし、一部内容に対して、補足意見を付け加えます。教育委員会にあっては、下記に示す本懇談会の意見等に留意し、より良い計画を策定するとともに、計画に沿った着実な教育を推進されるよう要望いたします。

記

1 全般的意見について

- (1) 教育の推進に向けて、必要な施策が掲載された内容となっている。施策の着実な実施に向けて、一層の努力に努められたい。
- (2) 教育を推進するために、多くの予算や人材等が必要となるが、市の課題等を踏まえ、限りある中ではあると思うが、未来を見据えた効果的な施策に取り組まれない。
- (3) 数多くの施策や事業を行うに当たり、あらゆる可能性を模索し、柔軟な対応ができるよう、取り組まれない。
- (4) 数値目標について、目的を把握した上で、目標が達成できるよう、着実に施策や事業の展開を図られたい。

2 個別的意見について

(1) 今後5年間で取り組むべき基本施策

- 一般的ではない用語について市民が理解しやすいよう、巻末の参考資料として用語解説の掲載を図られたい。
- 令和2年度の現状値については、コロナ禍の影響を受けて低調だった可能性もあるため、現状値の表記について工夫を図られたい。

ア 基本方針1 生きる力を育む教育の推進について

- 「②道徳教育の充実」について、「道徳的実践活動」という言葉が使われているが、おそらく使われない言葉である。様々な学校全体の教育活動を通してということであれば問題ないため、検討されたい。
- 市では各学校にスクールカウンセラーを配置しているが、いじめに対する市独自の取組というものはない。いじめを防ぐ体制を充実するため、市主体の相談事業等を検討されたい。
- 小学校補助教員の派遣や介助員・特別支援教育支援員の配置は児童・生徒数に応じて配置が決まっていると思うが、児童・生徒を大切にす指導を充実するために、増員の要望に対応できるよう、引き続き、努められたい。
- 学校図書館の整備・充実は以前からの課題である。学校図書館の利便性が高まるよう、端末で予約できる環境の整備や市立図書館との連携など、利便性向上に引き続き取り組まれたい。
- 「個に応じた支援と指導の充実」は大きな柱になる。多様な人間がいることを理解しながら個に応じた指導の充実を図る必要がある。市では令和5年4月からの小中一貫校村山学園に情緒障害特別支援学級を新設する準備を進めているが、本来は多くの学校に情緒障害学級を併設することが望ましいとされているため、検討されたい。
- 学区によっては事情のある家庭や外国人が多く、学校に行きたくても行けない子が多いらしい。コロナ禍が恐くて学校に行けない不登校気味の子が増えている。また、新型コロナウイルス感染症が一段落しても行きたがらない子供が増えるのではないかと心配している。市では適応指導教室や各学校にスクールカウンセラーを配置するなどの取組はあるものの、支援が必要な子供が増えている中で学校にとっても切実な問題になっている。学校に行けない児童・生徒に対し、一人一人の状況に合わせた取組と、地域に合った柔軟な取組の充実を図られたい。

イ 基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進について

- 教員が児童・生徒を連れて地域の行事に参加することにより、地域の伝統や文化に親しむことのできるようになると思う。一方で、教員の働き方改革を推進する観点から、制度等の充実について検討をお願いしたい。

ウ 基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備

- 小中一貫教育について、小学校と中学校の学区域が完全に一致していないことなど、一定の課題があるが、市の地域特性に適した小中一貫教育の推進に取り組まれない。
また、中学校学校選択制について、小中一貫教育の推進と合わせ、制度の適切な運用を図られたい。
- 教員に対し、学力向上や児童・生徒の健やかな成長等、より多くのことが求められていることから、教員が諸問題に対応できる余力を持てるよう、外部指導員や地域の人材、教育ボランティアの導入等、「働き方改革」の推進と更なる工夫に取り組まれない。
- 学校施設について、計画的に改修を行っていることは分かるが、老朽化している施設もある。より一層、学校施設・設備の改善に取り組まれない。
- G I G Aスクール構想に関して急速に整備が進んでおり、教育委員会の努力の賜物だと感謝している。引き続き、学校の I C T環境の整備及び教員の負担を軽減する I C T支援員の計画的な配置に取り組まれない。
- 新型コロナウイルス感染症のクラスター発生などに備え、給食センターの感染防止対策及び体制の構築に引き続き取り組まれない。
- 令和7年度から稼働する（仮称）防災食育センターの整備について、着実な推進を図られたい。
- 学校給食の品目数及び使用量について、地域と連携して地元食材の使用率を増やすよう努められたい。

エ 基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進

- 青少年リーダーの養成について、キャンプ活動などがあると思うが、その活動を通して培ったチームワークを生かせるような仕組みの構築を検討されたい。
- 図書館は他市との相互利用サービスや開館日も多く、利便性が高い。人の集まる施設に返却ボックスを設置する等、図書館の利用促進に引き続き取り組まれない。
- 総合型地域スポーツクラブの運営支援について、今後も引き続き取り組まれない。

オ 基本方針5 教育財産の有効活用の推進

- 余裕教室の活用は、今後の児童・生徒数の推移を見通した上で適切な活用に取り組まれない。

9 令和3年度 武蔵村山市立学校 研究活動等一覧

令和3年度 武蔵村山市立学校 研究活動等一覧

令和3年5月1日現在

校区	校区目標	学校名	研究主題等	年度・研究指定名	発表会 報告会				
施設一体型 小中一貫校	【教育目標】 人にやさしく 自分に強く 英知を磨く 村山の生徒 【中期教育目標】 志をもち、主体的に 考え実践する 児童・生徒の育成	小中一貫校村山学園	【村学研究主題】 「太陽の教育」	平成23年度～	学校と家庭の連携推進校	都 11			
				平成23年度～	小中一貫教育研究指定校	市 11			
		平成26年度～		オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 8				
		平成29年度～		学力向上担当教師加配事業	都 5				
		平成30年度～		地域防災連携「村学レンジャー」	市 4				
		平成30年度～		太陽光パネルを活用した環境教育推進校	市 4				
		令和3年度		オリンピック・パラリンピック教育アワード～環境推進部門～	都 1				
		令和3年度		夢・未来プロジェクト実施校「自分にチャレンジ」プログラム	都 1				
		施設隣接型 小中一貫校		【校訓】 「自主創造」 自主・自立 共生・貢献 健康・大志 【小中一貫校基準】 小学校 わけをそえて話すこと ができる児童 中学校 自分の考えをもち、理 由をそえて説明できる生 徒	小中一貫校大南学園 第七小学校	【七小研究主題】 主体的に学び合う児童の育成 ～多くの実践による日々の授業 改善の在り方～	平成24年度～	教育課題研究校「食育・学校園活用」	市 10
							平成27年度～	小中一貫教育研究指定校	市 7
平成27年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校		都 7						
令和2年度～	学校マネジメント強化モデル事業		都 2						
令和3年度	学校と家庭の連携推進校		都 1						
小中一貫校大南学園 第四中学校	【四中研究主題】 ICT機器を活用した授業づく り～タブレットの有効活用方 法～		平成23年度～		学校と家庭の連携推進校		都 11		
			平成27年度～		小中一貫教育研究指定校		市 7		
平成27年度～			部活動ハンドボール競技奨励校		市 7				
平成27年度～			オリンピック・パラリンピック教育推進校		都 7				
平成30年度～			学校マネジメント強化モデル事業		都 4				
平成30年度～		太陽光パネルを活用した環境教育推進校	市 4						
令和2年度～		NIE実践指定校	民 2						
施設分離型 小中一貫教育 【一中校区】		【教育目標】 ○自ら学びに向かう児 童・生徒 ○心豊かにやさしい児 童・生徒 ○心身ともに健康な児 童・生徒 ○あきらめずに頑張る児 童・生徒 【中学校区研究主題】 感じたことを大切に し、思いや願いを実現す る児童・生徒の育成	第一小学校	【一小研究主題】 自分の考えをもち、主体的に表 現する児童の育成～話し合い活 動の充実を通して～	平成28年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 6		
					令和元年度～	小中一貫教育推進校（一中校区）	市 3		
			令和2年度～		学校と家庭の連携推進校	都 2			
	令和2・3年度		特色ある学校づくり推進校		都 2				
	第九小学校		【九小研究主題】 つながる英語 つなげる英語 ～主体的・対話的に学び、「深 い学び」を実現する児童の育成 ～		平成27年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 7		
					平成28年度～	学校と家庭の連携推進校	都 6		
	令和元年度～				小中一貫教育推進校（一中校区）	市 3			
	令和3年度				全国小学校英語教育実践研究会発表	私 1			
	第一中学校				【一中研究主題】 生徒が他者の考えを取り入れ、 自分の意見を発信していくこと とする授業の工夫	平成25年度～	学校と家庭の連携推進校	都 9	
						平成26年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 8	
平成27年度～	海外派遣教師によるALL ENGLISH講座事業	市 7							
平成30年度～	太陽光パネルを活用した環境教育推進校	市 4							
令和元年度～	小中一貫教育推進校（一中校区）	市 3							
施設分離型 小中一貫教育 【三中校区】	【教育目標】 自己の夢の実現に向け て、地域を愛し、正しい 行動力をもち、思いやり と協力精神のある主体的 な実践を積み上げた児 童・生徒の育成	第三小学校		【三小研究主題】 主体的に学習に取り組み、思考 を深める児童の育成		平成24年度～	学校と家庭の連携推進校	都 10	
			平成26年度～			オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 8		
		平成30年度～	小中一貫教育推進校（三中校区）			市 4			
		令和2年度～	文化プログラム・学校連携事業			都 2			
		令和3・4年度	特色ある学校づくり推進校			市 1			
		雷塚小学校	【雷小研究主題】 自分の考えを深め、表現できる 児童の育成～ICT機器を活用 した授業改善を深めて～		平成25年度～	太陽光パネルを活用した環境教育推進校	市 9		
					平成28年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 6		
		平成28年度～			学校と家庭の連携推進校	都 5			
		平成30年度～			小中一貫教育推進校（三中校区）	市 4			
		令和2年度～			学校マネジメント強化モデル事業	都 2			
令和2年度～	NIE実践指定校	民 2							
第三中学校	【三中研究主題】 主体的・対話的で深い学びの実 践～ ICT機器を利用した授業改善	平成27年度～		オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 7				
		平成28年度～		学校と家庭の連携推進校	都 6				
平成30年度～		小中一貫教育推進校（三中校区）		市 4					
平成30年度～		太陽光パネルを活用した環境教育推進校		市 4					
令和2・3年度		特色ある学校づくり推進校	市 2						
施設分離型 小中一貫教育 【五中校区】		【教育目標】 確かな学力と豊かな心 を育み、自信と誇りを もって21世紀を逞しく 生き抜く子供の育成	第二小学校	【二小研究主題】 自分の考えを表現し、共に学ぶ 児童の育成	平成25年度～	完全午前5時間制推進校	市 9		
					平成27年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 7		
			令和元年度～		小中一貫教育推進校（五中校区）	市 3			
			令和元年度～		学校マネジメント強化モデル事業	都 3			
			令和2年度～		学校と家庭の連携推進校	都 2			
	令和3・4年度		特色ある学校づくり推進校		市 1				
	第八小学校		【八小研究主題】 算数の授業で考えるのが楽しい と思える児童の育成～児童が関 連付ける指導を通して～		平成26年度～	「徳育科」推進モデル校	市 8		
					平成28年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 6		
	平成28年度～				学校と家庭の連携推進校	都 6			
	平成29年度～				学校マネジメント強化モデル事業	都 5			
平成30年度～	教育課程特例校（徳育科）	国 4							
令和元年度～	小中一貫教育推進校（五中校区）	市 3							
第十小学校	【十小研究主題】 児童一人一人が探求課題をもち 主体的に伝え合う授業づくり～ 地域の人、自然、社会とのつな がりを通して～	平成22年度～		日本の伝統・文化教育推進事業	市 12				
		平成27年度～		オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 7				
令和元年度～		小中一貫教育推進校（五中校区）		市 3					
令和2年度～		学校マネジメント強化モデル事業		都 2					
令和3年度		学校と家庭の連携推進校	都 1						
令和3年度		NIE実践指定校	民 1						
第五中学校		【五中研究主題】 「豊かな心」と「確かな学力」 ～魅力ある授業の実現～	平成27年度～	オリンピック・パラリンピック教育推進校	都 7				
			平成27年度～	地域防災連携五中レスキュー隊	市 7				
平成27年度～			部活動ハンドボール競技奨励校	市 7					
平成30年度～			太陽光パネルを活用した環境教育推進校	市 4					
令和元年度～	小中一貫教育推進校（五中校区）		市 3						
令和2年度～	学校と家庭の連携推進校		都 2						

10 持続可能な開発目標(SDGs)のゴール

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10.人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12.つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		13.気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15.陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。		17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

11 用語解説

あ行	解説
生きる力	平成10年告示の学習指導要領において示され、新しい学習指導要領にも受け継がれている基本的な考え方。変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な知・徳・体のバランスのとれた力。
一校一研究	市内全ての学校が、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の研究指定校・推進校・奨励校等の指定を受け、学校の特色化を推進するために行われる校内研究の在り方。本市において平成20年度より実施。
インクルーシブ教育	個人に必要な「合理的配慮」が提供されることで、障害のある人とない人が共に教育を受けること。
おはなしの会	市内の各図書館で、月1～2回幼児から小学生を対象に、主に絵本の読み聞かせや紙芝居を演じている。他に手（指）遊び、パネルシアター（絵人形をパネルに貼ったり取ったりして演じる劇）、ストーリーテリング（物語を覚えて子供たちに語ること）なども実施。
オリンピック・パラリンピック教育	オリンピック・パラリンピックを題材にして、スポーツへの理解・関心の向上、生涯を通じたスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、これからの社会に求められる資質・能力等の育成、障害者への理解などを目的に行う教育。

か行	解説
外国語活動（英語活動）	小学校学習指導要領に基づき、令和2年度より、第3・第4学年で年間35単位時間が必修となった学習活動。外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の素地を養うこと等を目標として行われる。本市では、第1・第2学年でも年間15単位時間行われている。
学習指導要領	全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ10年に1度改訂する。新しい学習指導要領は、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から順次スタートする。幼稚園は平成30年度に新しい幼稚園教育要領がスタート。特別支援学校は小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施する。

か行	解説
学校関係者評価委員会	学校教育法に規定された学校評価の実施手法の一つ。保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価（各学校の教職員が行う評価）の結果について評価することを基本として行う評価。
学校規模等適正化基本方針	武蔵村山市立学校の規模及び配置の適正化を図るための指針を策定するため、武蔵村山市立学校規模等適正化検討委員会が武蔵村山市教育委員会に報告し、取りまとめたもの。
学校施設長寿命化計画	老朽化した学校施設を将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる「長寿命化改修」を行う計画。武蔵村山市教育委員会は「武蔵村山市学校施設長寿命化計画」（令和3年度～令和12年度）を策定した。
学校司書	専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。学校教育法に規定される「その他必要な職員」に相当するが、制度上の資格の定めはない。本市においては、市立学校における読書活動の推進と、児童・生徒の健全育成を目的として、平成21年度より、市内全校に配置された。
学校選択制	区市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項）この保護者の意見を踏まえて、区市町村教育委員会が就学校を指定すること。
学校2020レガシー	東京都教育ビジョン（第4次）の「基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育」に位置付けられた取組の一つ。2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会閉幕後も各学校でオリンピック・パラリンピック教育として展開した活動を「学校2020レガシー」として継続させていく。
学校評価	各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況等について評価することにより、組織的・継続的な改善を図ることなどを目的として、実施される評価のこと。学校教育法等により、実施及び結果の公表が義務付けられている。
学校評議員	学校・家庭及び地域の連携により、子供の健やかな成長を担うため、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながら学校としての説明責任を果たすことなどを目的として、学校に置くことができるとされている制度。平成12年の学校教育法施行規則の一部改正により規定された。

か行	解説
カリキュラム・マネジメント	児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、編成した教育課程（カリキュラム）に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動（授業）の質の向上を図ること。
キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。平成11年に中央教育審議会において、定義が示された。
キャリア・パスポート	児童・生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された書類。
教育ボランティア	本市の各学校、適応指導教室等で実施する教科学習や様々な体験学習等を支援できる者を本市教育委員会に登録し、その者の知識、技能等の提供を得る制度。学校教育の一層の充実を図ることなどを目的としている。
教員の「働き方改革」	教員の長時間労働を改善し、学校教育の質の維持向上を図る取組。東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を平成30年2月に策定した。
校務支援システム	学校の校務全般の情報を共有することにより、きめ細やかな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子供たちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を検討し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するもの。グループウェア機能を持ち、学籍管理や成績管理等を行うことができるシステム。
心の教育	子供たち一人一人が、人間として調和のとれた成長を遂げることができるようするために、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しい物や自然に感動する心等の人間性の育成を目指して行われる教育。
子供読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、読書活動の推進に関する施策を示したもの。本市では、平成19年2月に5か年の計画を初めて策定した。令和4年3月に第四次計画を策定する。
個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細やかな指導を行うために、一人一人の障害の実態や発達の段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。

か行	解説
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校・保護者・地域住民が共に知恵を出し合い、協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われる。これらの活動を通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させることができる。

さ行	解説
指定管理者制度	平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として創設された。指定管理者制度では、民間事業者等を含む法人その他の団体に、使用許可処分も含めて施設の管理を委任できるようになり、地域の活性化や行政改革の推進等が期待されている。
指定文化財	武蔵村山市が市民の郷土に対する認識を高め、文化的向上に資するため、保存及び活用のため必要な措置を講じる重要な文化財。
児童・生徒の学力向上を図るための調査（都調査）	学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況等を把握するとともに、市として教育課程や指導方法等に関わる課題を明確にし、その改善・充実を図ることなどを目的として、東京都教育委員会により都内全公立小・中学校等で実施される学力調査。平成15年度から実施している。
児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）	市内各小・中学校において、児童・生徒の確かな学力定着を図るための基礎資料として、調査の結果を活用し、教育課程及び授業の充実・改善に生かすことを目的として実施される学力調査。中学校については、平成17年度から実施している。小学校については、令和4年度から実施予定。
授業改善推進プラン	市及び東京都教育委員会が実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果等を基に作成される、授業改善の具体的視点を示したプラン。東京都教育委員会により小学校は平成17年度から、中学校は平成16年度から作成が義務付けられている。本市においては全校が各学校ホームページで保護者・地域住民に公開している。

さ行	解説
就学支援シート	就学が決定した後に、幼稚園・保育所、療育機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に引き継ぎ、障害のある子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するもの。
習熟度別指導	少人数指導のうち、児童・生徒の学習の習熟度別にグループを編成して行う授業形態や方法。
小中一貫教育・小中連携教育	小学校と中学校の義務教育9年間に連続性をもたせて行う教育。従来の6-3制を4-3-2制にしたり、独自の教科・科目を設置したりすることにより、現代の社会の変化や子供の身体的、精神的発育の変化に対応した教育を行うもの。これまでの小学校と中学校間の教育内容や方法の段差を解消し、教育活動の連携、教育指導の連続性、教職員間の連携及び地域間の連携等を目標としている。本市では、施設一体型、施設隣接型、施設分離型による小中一貫教育の3つの型を展開している。
小中一貫教育の日	各中学校区での授業実践などを通して、小中一貫教育の一層の充実を図るために設定している。令和元年度から設定しており、各中学校区で取組内容を考え、実践を行っている。
少人数指導	各教科等の授業において、例えば、1つの学級を2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けたりして、少人数で授業を行う授業形態や方法。児童・生徒一人一人に対して、きめ細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって、指導の効果を高めることをねらいとして実施するもの。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。
情報リテラシー	コンピュータやネットワークの基礎的な理解、コンピュータやソフトウェアの操作、情報検索能力。
食育	生きる上での基本として、知育・徳育・体育の基礎となる食に関する指導の総称。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的として行われるもの。平成17年に制定された「食育基本法」等に基づき、各学校において、計画的・継続的に実施される。
人権教育	一人一人の児童・生徒がその発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標に行われる教育。

さ行	解説
人生100年時代	「日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる」との推計（海外研究）を元に、超長寿社会を表現した言葉。
新・放課後子ども総合プラン	文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」の計画的な整備等を進めるための令和元年度から5年間のプラン。
スクールカウンセラー	児童・生徒のいじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るために、文部科学省・東京都教育委員会及び本市教育委員会の事業として、各小・中学校に配置される臨床心理士等、専門的な知識・経験を有する者。
スクールガード・リーダー	地域ぐるみの学校安全体制整備のため、学校敷地内及び通学路の定期的な巡回の実施並びに教職員への指導・助言を行う、教育委員会が委嘱した防犯の専門家及び警察官OB等のこと。
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為等の生活指導上の課題に学校と関係機関が連携して対応するために、文部科学省・東京都教育委員会及び本市教育委員会の事業として、各小・中学校に配置される福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者。
スケアード・ストレイト教育技法	スケアードは怖がる・おびえるという意味。恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故現場を再現してみせ、交通ルールの大切さを学ばせる交通安全教育の手法の一つ。
健やかプラン	第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画を統合した計画。「武蔵村山市健やかプラン」として令和4年3月に策定される。
セーフティ教室	児童・生徒に犯罪を起こさせない、犯罪に巻き込ませないための教育活動の一つとして、東京都教育委員会と本市教育委員会の連携により、管内の全公立小・中学校・都立学校で実施している事業。平成17年度から本市の全ての小・中学校で、警察、その他外部機関等の協力を得て、毎年度1回ずつ実施している。
全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的として、文部科学省により全国の公立小・中学校等で実施される学力調査。平成19年度から実施している。

さ行	解説
総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月）に伴い新設された、教育行政についての重要課題等に対処するための協議・調整等を行う組織。
総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、（1）子供から高齢者まで（多世代）、（2）様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、（3）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

た行	解説
ダイバーシティ教育	性別、年齢、障害の有無、国籍及び宗教等、価値観は多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促す教育。
中1ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習や生活の変化になじめず、いじめや不登校などの様々な困難を抱えてしまう生徒が増える現象。
ティーム・ティーチング	複数教員により、協力的指導を行う授業形態や方法。児童・生徒一人一人に対して、きめの細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって、指導の効果を高めることをねらいとして実施するもの。
出前講座	平成13年6月からスタートした生涯学習事業の一つで、日頃、市が行っている仕事に関する情報を「出前講座むさしむらやま塾」として市民等に提供するもの。
適応指導教室	不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童・生徒の社会的自立に資することを目的として、教育委員会が設置・運営する教育支援センター。本市においては、「ゆうゆう教室」と称し、平成14年度に、教育センター内に設置された。
東京都統一体力テスト	東京都の児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成23年度より実施されている体力テスト。

た行	解説
道徳授業地区公開講座	東京都教育委員会及び本市教育委員会により、家庭・学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育を充実させることを目的として、毎年度、全ての都内公立小・中学校等で実施している事業。本市では、平成15年度から市内全小・中学校で実施している。
特別支援学級	「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級である。
特別支援教育	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童・生徒の支援を更に充実していくことになった。

は行	解説
副籍制度	都立の特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童及び生徒が、武蔵村山市立の小学校又は中学校に副次的に籍を置き、市立学校の学校行事や学習活動へ参加し交流をすることにより、居住する地域とのつながりを維持及び継続を図るもの。
ブックスタート事業	乳幼児健診の受診者に、赤ちゃん向け絵本と保護者向けの絵本リストなどをセットにしてプレゼントするもの。
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。
不登校カルテ	不登校を理由とする欠席日数が年間30日以上の子供一人一人について、指導、面接、家庭訪問等の学校復帰支援の経過を記録することを通して、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、継続的な支援等を実現させることを目的として、市内各小・中学校で作成し、教育委員会に提出する書類。
プログラミング教育	コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。
放課後子供教室	学校の余裕教室などを活用して、放課後の子供たちの適切な遊びや安全で安心な居場所を確保する取組。平成26年度から市立小学校において実施している。

ら行	解説
レジリエンス	「強靱性、しなやかな強靱さ」を意味する。持続可能な開発目標(SDGs)においては、「持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する(目標9の指標)」、「災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す(目標11の指標)」等と用いている。

アルファベット	解説
A L T (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。外国語科担当教員の助手として授業を行ったり、様々な学校教育活動に従事したりしている。本市においては、平成8年度より、国のJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)により、各中学校に常勤している。
G I G Aスクール構想	国公立の小・中・特別支援学校等に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する文部科学省の取組。特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。
I C T	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。小・中学校における、分かりやすい授業の実現、子供たちの情報活用能力の育成を図ることなどを目的に、教育用及び校務用のパソコン、校内LANの設備などの環境を整備する。
L A N	Local Area Network の略。LANを導入することで、教員の別々のパソコン同士でデータ等を共有したり、子供たちの学習成果を保存・発表するなどの活用ができ、より効果的な指導が期待できる。
O J T	On the Job Training の略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組。東京都教育委員会では、都内公立学校における「OJTガイドライン」を作成している。
P D C Aサイクル	Plan-Do-Check-Action サイクルの略。学校においては教育内容の計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことを意味している。
S N S	Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、Web上で社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
武蔵村山市第三次教育振興基本計画
(令和4年度～令和8年度)

発行年月／令和4年3月

発行／武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会

編集／武蔵村山市企画財政部企画政策課

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会

武蔵村山市教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱

武蔵村山市 第三次教育振興基本計画

令和4年度～令和8年度

概要版



令和4年3月

武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会

教育大綱

●● 教育大綱の位置付け

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国の第3期教育振興基本計画を踏まえつつ、「武蔵村山市第五次長期総合計画」を基本とし、本市の実情に応じた、学校教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の各分野の方針を取りまとめ、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

●● 基本理念

きずな ひら
人と人との絆で 未来を拓く
学び支え合うまち 武蔵村山

人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

未来を拓く

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

学び支え合うまち 武蔵村山

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。

●● 基本方針

基本方針1 生きる力を育む教育の推進

家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備

教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進

市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

基本方針5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する財産を最大限活用するため、教育財産については様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

第三次教育振興基本計画

計画の位置付け

武蔵村山市第三次教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「東京都教育ビジョン（第4次）」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」に示す本市の将来都市像「人と人の絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」を実現するための学校教育分野及び生涯学習分野における計画であり、本市の教育の方向性を定める教育大綱の視点に基づき、教育分野の目標を具現化する最上位計画に位置付けられます。

本市及び教育委員会は、本計画に基づき、計画的に主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

さらに、本計画の推進に当たり、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール（国際目標）に留意して教育施策を推進します。

なお、本計画は、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じ見直しを行います。



教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を平成23年12月に制定しています。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供の育成を重視する。

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
 - 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
 - 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与しようとする人間
 - 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間
- を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていきます。

今後5年間で取り組むべき基本施策

基本方針1 生きる力を育む教育の推進

自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう取り組みます。

また、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、情報化や国際化など、急速かつ激しく変化する社会に対応できる力を育む教育を推進します。

基本施策	具体的施策
(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進 重点
	② 道徳教育の充実 重点
	③ 体験・鑑賞活動の充実
(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着 重点
	⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進 重点
	⑦ 食育の充実
	⑧ 心と身体健康管理の充実
(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実 重点
	⑩ GIGAスクール構想の推進 重点
	⑪ 国際理解教育の充実 重点
	⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
	⑬ キャリア教育の充実
(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実 重点
	⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
	⑯ 学校における教育相談体制の整備
(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進

基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校教育が一層効果的に行われるようにするためには、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に本市の地域特性を生かして、連携・協働体制を強化する必要があります。

そのため、学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、コミュニティ・スクールなどによる開かれた学校づくりを推進するとともに、豊かな人間性を育てるため、学校を核に保護者や地域住民が連携した地域ぐるみの教育システムの構築を推進します。

また、学校・家庭及び地域が連携・協働を強化する中で、地域全体で児童・生徒を育てる仕組みを充実させ、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校の活性化を図ります。

基本施策	具体的施策
(1) 開かれた学校づくりの推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実 重点
	⑲ 学校公開等の実施
	⑳ 広報の充実
(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	㉑ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進
	㉒ 家庭教育の支援 重点
	㉓ カリキュラム・マネジメントの推進
	㉔ 児童・生徒の安全確保 重点

基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を通じた系統的・継続的な指導を全校で行うとともに、地域の特色を生かしながら、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。

義務教育9年間を通し、児童・生徒の「生きる力」を育む教育の質的向上を目指し、校内におけるOJTや各職層に応じた研修等の充実・強化を図り、教職員の質と指導力の向上を図るとともに、教員の負担軽減を図り、教員の職の魅力を高めることなど、教員の「働き方改革」の推進にも努めます。

また、学校評価等の実施により、教育活動や学校運営の成果を公表するとともに、評価結果をその後の学校運営の改善に結び付け、保護者及び地域などから信頼される学校づくりを進めます。

今後も、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の整備・改修を進めるとともに、児童・生徒の学びを支える学習環境を確保するため、学習指導要領に対応した教育機器や機材など、教育環境の整備を推進します。

さらに、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させます。

一方、教育活動の効果を高めるための環境を整備するため、児童・生徒数の動向や地域の実情などを考慮しながら、学校規模の適正化を推進します。

その他、教職員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校の校内研究を支援します。

基本施策	具体的施策
(1) 特色ある学校づくりの推進	㉕ 小中一貫教育・小中連携教育の推進 重点
	㉖ 一校一研究の推進
	㉗ 部活動等の充実
(2) 教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進	㉘ 教職員研修・研究の充実
	㉙ 授業改善の推進 重点
	㉚ 教員の「働き方改革」の推進 重点
(3) 学校経営力の充実	㉛ 人材育成の推進
	㉜ 学校評価の充実 重点
(4) 学校教育環境の充実	㉝ 学校施設・設備の整備 重点
	㉞ 教育機器・教材の整備
	㉟ 学校ICT環境の整備 重点
	㊱ 学校規模適正化の推進 重点
	㊲ 通学区域と中学校学校選択制の推進
	㊳ 学校給食の充実 重点
	㊴ (仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託 重点
	㊵ 経済的支援の実施

基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では市民の価値観の変化や多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。

今後も、市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）をはじめとした生涯学習施設などの充実や活用の啓発、学習相談の充実を図り、生きがい・ふれあいを育む生涯学習を推進します。

また、市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

さらに、市民の大切な財産として文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上と地域の伝統的な文化を子供たちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

基本施策	具体的施策
(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	④1 生涯学習の推進 重点
	④2 生涯学習情報の提供と学習機会の充実 重点
	④3 生涯学習施設・設備の整備
	④4 図書館運営の充実 重点
(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	④5 スポーツの推進 重点
	④6 スポーツ施設・設備の整備
(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	④7 文化財の調査、保護・活用 重点

基本方針5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する公共施設の総延床面積は、令和3年3月末現在、152,397.17㎡で、そのうち、学校教育系施設の延床面積の合計は93,116.73㎡となっており、全体の半数以上となる61.1%を占めています。また、社会教育・文化施設についても、全体の12.9%を占めています。このことから、市が保有する財産を最大限活用する上で、教育財産の有効活用は大変重要な要素となっていることがうかがえます。

教育財産の有効活用については、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、余裕教室の活用や校庭・屋内運動場の開放、長寿命化対策など、多様な視点に立って積極的な活用を推進します。

基本施策	具体的施策
教育財産の有効活用の推進	④8 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
	④9 校庭・屋内運動場開放の推進
	④0 生涯学習施設・設備の整備

組織の総合力を生かした教育行政の推進

多様化する教育課題に対応するため、教育委員会だけではなく、市長部局等との横の連携を強化するとともに、教育に関係する様々な組織との関係性を密にし、武蔵村山市全体の組織の総合力を生かした教育行政を推進していきます。

具体的施策	主要施策・主要事業名
(1) 教育委員会と関係機関との連携強化	
① 教育委員会と市長部局等との連携	教育委員会と市長部局等との連携
	総合教育会議の実施
② 関係機関との連携	市長部局等が所管する各講座の受講
	児童生徒等に関連する各事業の連携
(2) 開かれた教育委員会	
③ 教育委員会会議の透明化	教育委員会会議の充実

計画の点検・評価

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表しています。

本計画の進行管理に当たっては、当該事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果を活用するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しなどに生かします。

武蔵村山市教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 (令和4年度～令和8年度)

概要版

発行年月／令和4年3月
 発行／武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会
 編集／武蔵村山市企画財政部企画政策課
 武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課
 〒208-8501
 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
 TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市ホームページ
 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
 武蔵村山市第三次教育振興基本計画
<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1004955/1014580.html>